

第8回 川西薩地区法定合併協議会

資 料

平成15年7月10日(木) 午後2時00分から

場所 川内市 ホテル太陽パレス

川西薩地区法定合併協議会

第8回川西薩地区法定合併協議会

日時：平成15年7月10日(木) 午後2時00分から 場所：ホテル太陽パレス (川内市)

会 次 第

1.開 会

2.会長あいさつ

3.議 事

(1)提案事項

提案第5号 使用料、手数料等の取扱いについて

提案第6号 公共的団体等の取扱いについて

提案第7号 上・下水道事業の取扱いについて

(2)報告事項

事務の進捗状況について

9 専門部会の進捗状況について

「一部事務組合の取扱い」協議経過等について

(3)その他

次回協議会の開催等について

4.閉 会

名簿

1 協議会会長及び委員

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
川内市	行政	市長	森 卓朗	会長
		助役	岩切 秀雄	
	議会	議長	今別府 哲矢	副会長
		市町村合併対策特別委員会委員長	岩下 早人	
	学識経験者		田中 憲夫	
			今村 妙子	
串木野市	行政	市長	田畑 誠一	副会長
		助役	永徳 親久	
	議会	議長	吉尾 逸郎	
		総務企画委員長	神園 賢太郎	
	学識経験者		後夷 安男	
			淵脇 紀子	
樋脇町	行政	町長	黒瀬 一郎	副会長
		助役	宮脇 秀隆	
	議会	議長	帯田 博美	
		副議長	田島 春良	
	学識経験者		中島 増夫	
			宮元 泰子	
入来町	行政	町長	福元 忠一	
		助役	石塚 政揮	
	議会	議長	山本 佐敏	
		副議長	上野 一誠	
	学識経験者		田島 忠志	
			吹田 紘男	
東郷町	行政	町長	森園 正堂	
		助役	和田 国昭	
	議会	議長		
		副議長	北迫 茂	
	学識経験者		山元 温治	
			田原 ハル工	

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
祁答院町	行政	町長	今村 松男	
		助役	村原 政和	
	議会	議長	安田 文仁	
		合併問題対策特別委員会委員長	肥後 耕作	
	学識経験者		川畑 禮二	
			平林 徳子	
里 村	行政	村長	塩田 至	
		助役	鷺山 和平	
	議会	議長	平嶺 道夫	
		副議長	外園 加一	
	学識経験者		純浦 勝志	
			山下 廣江	
上 甑 村	行政	村長	藏元欽一郎	
		助役	長濱 秀徳	
	議会	議長	中能 重行	
		副議長	大良 影夫	
	学識経験者		西 仙可	
			石原 弘子	
鹿 島 村	行政	村長	尾崎 嗣徳	
		助役	中野 捷	
	議会	議長	塩釜 三郎	
		副議長	橋野 利邦	
	学識経験者		小村 庄昌	
			塩釜 悦子	

2 顧問

鹿児島県	総務部地方課長	肥後 和紀	
	総務部地方課市町村合併推進室長	西中須浩一	
	川内総務事務所長	馬場 英俊	

事務局

事務局職名	氏名	所属市町村名
事務局長	田中 良二	川内市
事務局次長	満園健士郎	串木野市
事務局次長	川野 眞司	川内市（鹿児島県派遣）
総務広報班長	森園 一春	入来町
総務広報班員	村岡 斎哲	里 村
総務広報班員	橋口 堅	川内市
調整第1班長	棚町 健治	串木野市
調整第1班員	上須田 敏秋	鹿島村
調整第1班員	井手上和洋	祁答院町
調整第1班員	平 利朗	樋脇町
調整第1班員	久米 道秋	祁答院町
調整第2班長	奥平 幸己	東郷町
調整第2班員	堀切 良一	入来町
調整第2班員	田代 健一	川内市
調整第2班員	古川 太司	樋脇町
計画班長	古川 英利	川内市
計画班員	江口 洋	上甑村
計画班員	久徳 和久	串木野市
計画班員	堀之内孝充	東郷町

(1) 提案事項

提案第5号

使用料、手数料等の取扱いについて

合併協定項目14号「使用料、手数料等の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年7月10日 提出

川西薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料については、住民の一体性の確保、住民負担に配慮し、次のとおり取扱うものとする。

固有の施設については、当面現行のとおりとする。

同一又は類似の施設については、可能な限り統一に努める。

差異が著しいもの、事情により調整に期間を要するものは、合併後に随時調整する。

ただし、その期間は3年以内を目途とする。

手数料については、受益者負担の公平性に基づき、合併時までに現行単価を基準として統一に努めるものとする。

平成 年 月 日 確認

協定項目 1 4 資料

使用料、手数料等の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 市町村間の同一又は類似施設の統一を図る必要がある。
- (2) 可能な限り統一に努め、差異の著しいもの及び事情により調整困難なものについては、当分の間現行のとおりとする。
- (3) 上・下水道事業、国民健康保険事業、介護保険事業、幼稚園使用料、一部事務組合に関するものは、別に協議する。

2 提案内容の理由

住民生活に関わりが深い使用料、手数料については、負担の公平性を考慮した内容で調整方針を提案するものである。

3 協議（協定）先進事例

西東京市 2市で差異のある使用料、手数料については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 学校施設使用料及び公園使用（占用）料については、田無市の例による。 (2) 清掃手数料については、原則田無市の例により調整する。 (3) 事務手数料については、現行単価を基準として統一を図る。 (4) 保育料については、負担の軽減を図る方向で調整する。 学童クラブ育成料及び間食費については、田無市の例により調整する。
さいたま市 (1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。 ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。 (2) 手数料については、3市におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。
さぬき市 使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。
周南市 総括調整方針 新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、2市2町間で同一又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。 ただし、差異の著しいものや事情により調整が困難なものは、当分の間現行のとおりとする。 また、手数料については、可能な限り統一に努めるものとする。 個別調整方針 別添「合併協定書附属資料」に定めるとおりとする。

4 参考法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

〔使用料〕

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

〔手数料〕

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

〔行政財産の管理及び処分〕

第238条の4

4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
（第1項～第3項、第5項、第6項 省略）

使用料個別調整方針案一覧表

協定項目		14 使用料、手数料等の取扱い					1 使用料				
調整方針の分類		1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 ()の例により調整する。 3 新市に移行後、新たに制度等を制定する。 4 新市に移行後、速やかに調整する。					5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 6 廃止の方向で調整に努める。				
分類	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甞村	鹿島村	調整方針案	資料頁
総務関係	国際交流施設等使用料									1	1
			総合休養会館使用料							5	2
								集会所使用料		6	3
	行政財産使用料	行政財産使用料								2(川内市)	4
消防関係			有線放送使用料							5	5
農業関係							農機具等使用料			5	6
								農業施設使用料		5	7
	農産物加工センター使用料	生福農業研修センター使用料	婦人の館使用料	大馬越研修館使用料					鹿島村農産物加工センター使用料	5	8
						生活センタ - 使用料	里村定住センター	生活改善センター使用料		5	9
					藤川特産品販売所使用料	体験交流施設地域特産品販売所使用料				5	10
					農村広場使用料					5	11
							共同畜舎使用料		共同畜舎使用料	5	12
							生態系保存資料館使用料			1	13
水産業関係		地方卸売市場使用料								1	14
	水産卸売市場使用料									1	15
		フィッシャリーナ使用料						小島漁港施設使用料		1	16
								船待施設使用料	船待施設使用料	5	17
									離島住民生活センター使用料	1	18
商工観光関係		ドリームセンター使用料								1	20
				技術研修館使用料			産業振興会館使用料			5	21
	勤労青少年ホーム使用料									1	22

使用料個別調整方針案一覧表

分類	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁
商工観光 関係					親水公園施設使用料		市の浦キャンプ場使用料			1	23
	寺山いこいの広場使用料									1	24
	宇宙館入館料									1	25
					観光施設使用料(向山自然公園、愛宕ビスタパーク)		遊具使用料	上甌村観光用遊具使用料		1	26
								観光センター「ながめ」使用料		1	27
								県民自然レクリエーション施設使用料		1	28
						公園施設等使用料				1	29
							水中展望船「きんしゅう」使用料	観光船「かのこ」乗船料		1	30
								観光研修施設「すのさき荘」使用料		1	31
		国民宿舎使用料								1	32
						休養施設使用料			1	33	
	川内市営市街地駐車場	串木野市駅前広場駐車場使用料								5	34
福祉関係							高齢者生活福祉センター使用料		高齢者生活福祉センター住宅使用料	5	35
		老人福祉センター使用料	老人福祉センター使用料	老人福祉センター使用料				老人福祉センター使用料		5	36
	屋内ゲートボール場施設使用料		もくもくふれあい館使用料							5	37
	すこやかふれあいプラザ施設使用料									1	38
							トンボロ元気づくり館使用料		憩いの家使用料	1	39
				会館使用料						5	40
							生きがい作業場使用料			1	41
							保育所使用料			1	42
	アーチェリー場施設使用料									1	43
サンアビリティーズ川内使用料									1	44	
環境衛生 関係	斎場等施設使用料									1	45
	墓地使用料	墓地使用料		墓地使用料						1	46
建設関係	道路占用料	道路占用料	道路占用料	道路占用料	道路占用料		道路占用料	道路占用料	道路占用料	2(川内市)	47
	川内市営駐車場使用料(時間駐車場分)									5	48
	川内市営駐車場使用料(月極駐車場分)									1	

使用料個別調整方針案一覧表

分類	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁
建設関係	公園使用料	公園使用料	公園使用料				公園使用料		公園使用料	5	49
	市営住宅駐車場使用料	市営住宅駐車場使用料	駐車場使用料	駐車場使用料						5	50
	公営住宅使用料	公営住宅使用料	公営住宅使用料	公営住宅使用料	公営住宅使用料	公営住宅使用料	公営住宅使用料	公営住宅使用料	公営住宅使用料	5	51
			一般住宅使用料		一般住宅使用料 まちづくり促進住宅使用料	一般住宅使用料	村民住宅	ふるさと住宅使用料 NTT住宅使用料	村民住宅	5	52
教育総務関係							教職員住宅使用料	教職員住宅使用料 教育長住宅使用料		5	53
			学校建物使用料		学校施設使用料	教室等使用料				5	54
社会教育関係	公民館使用料	中央公民館使用料	公民館使用料	分館使用料	公民館使用料	公民館等使用料	公民館使用料	コミュニティセンター使用料	公民館使用料	5	55
	歴史資料館入館料			郷土館使用料						5	56
	市民会館使用料	市民文化センター使用料		文化ホール使用料						5	57
	少年自然の家使用料									1	58
社会体育関係	総合体育館使用料	海洋センター体育館、武道館使用料 体育センター使用料	総合体育施設使用料(体育館使用料)	体育館、武道館使用料	町体育館使用料	祁答院体育センター使用料		村立体育館使用料		5	59
	照明施設使用料	屋内運動場照明施設使用料 屋外運動場照明施設使用料 プール照明施設使用料	総合体育施設使用料(屋外運動場照明施設使用料) 学校建物使用料(運動施設)		屋外運動場照明施設使用料 学校施設使用料(運動施設)	教室等使用料(運動施設)	屋外運動場照明施設使用料	学校屋内運動場照明施設使用料 屋外運動場照明施設使用料	屋外運動場照明施設使用料	5	60
	川内プール使用料	プール施設使用料	樋脇町総合プール施設使用料				村民プール使用料	B & G プール使用料	プール使用料	5	61
	総合運動公園使用料	多目的グラウンド施設使用料	総合体育施設使用料(総合運動場使用料)		総合グラウンド 池島運動公園	祁答院グラウンド 轟運動広場				5	62
	総合運動公園夜間照明使用料	長崎鼻ソフトボール場照明施設使用料	総合体育施設使用料(総合運動場照明施設使用料) 総合体育施設使用料(弓道場使用料) 総合体育施設使用料(人工芝コート照明施設使用料) 総合体育施設使用料(人工芝コート施設使用料)	ナイター使用料 弓道場使用料 ゲートボール場使用料		ナイター使用料 弓道場使用料					
野球場使用料											
運動場会館使用料	庭球場使用料										

手数料個別調整方針案一覧表

協定項目		14 使用料、手数料等の取扱い					2 手数料				
調整方針の分類		1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 ()の例により調整する。 3 新市に移行後、新たに制度等を制定する。 4 新市に移行後、速やかに調整する。					5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 6 廃止の方向で調整に努める。				
分類	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁
総務関係	情報公開開示手数料	情報公開開示手数料	情報公開開示手数料	情報公開開示手数料	情報公開開示手数料	情報公開開示手数料			情報公開開示手数料	3	1
		個人情報開示手数料								2(串木野市)	3
	税外督促手数料及び延滞金	税外収入に係る督促手数料及び延滞金	税外収入督促手数料及び延滞金	督促手数料及び延滞金	税外収入に係る督促手数料及び延滞金	使用料その他収入金督促手数料及び延滞金	分担金等の督促手数料及び延滞金	督促手数料及び延滞金	税外督促手数料及び延滞金	2(川内市)	4
税務関係	督促手数料	督促手数料	督促手数料	督促手数料	督促手数料	督促手数料	督促手数料	督促手数料	督促手数料	1	5
	税務証明手数料	税務証明手数料	税務証明手数料	税務証明手数料	税務証明手数料	税務証明手数料	税務証明手数料	税務証明手数料	税務証明手数料	2(川内市)	7
畜産関係							畜産診療手数料			6	9
林業関係	鳥獣飼養許可証交付等手数料	鳥獣飼養許可交付手数料	鳥獣飼養許可証交付及び更新手数料	鳥獣飼養許可証交付	鳥獣飼養許可証等交付手数料	鳥獣飼養許可証交付手数料	鳥獣飼養許可証等交付手数料	鳥獣飼養許可更新手数料	鳥獣飼養許可手数料	2(川内市)	10
		火入許可手数料								4	11
水産業関係		水産関係事務手数料								1	12
							小型船舶測度証明手数料			6	13
		船員法関係事務取得手数料								1	14
商工業関係		証明進達手数料								3	15
農業委員会関係	囑託登記手数料		囑託登記手数料	囑託登記手数料	囑託登記手数料	囑託登記手数料				3	16
		諸証明手数料(農業委員会関係)								2(串木野市)	17
住民窓口業務関係	自動車臨時運行許可手数料	自動車臨時運行許可等	臨時運行許可手数料		自動車臨時運行許可手数料					2(川内市)	18
	住民窓口関係手数料	住民窓口関係手数料	住民窓口関係手数料	住民窓口関係手数料	住民窓口関係手数料	住民窓口関係手数料	住民窓口関係手数料	住民窓口関係手数料	住民窓口関係手数料	2(川内市)	19
福祉関係							身障ヘルプサ - ビス事業手数料			6	20
							軽度生活援助事業手数料			6	21
環境衛生関係						ごみ袋売捌手数料				3	22
	改葬許可手数料	埋葬、改葬許可又は火葬許可に関する許可証交付手数料						墓地新設・改葬許可手数料	墓地新設及び埋火改葬許可申請手数料	3	23
	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	2(川内市)	24
	動物の飼養又は収容許可申請手数料	動物の飼養又は収容許可申請手数料	動物の飼養又は収容許可申請手数料	動物の飼養又は収容許可申請手数料	動物の飼養又は収容許可申請手数料	動物の飼養又は収容許可申請手数料	動物の飼養又は収容許可申請手数料	動物の飼養又は収容許可申請手数料	動物の飼養又は収容許可申請手数料	3	25
建設関係	屋外広告物許可手数料	屋外広告物許可申請手数料	屋外広告物申請手数料	屋外広告物許可申請手数料	屋外広告物許可等交付手数料	屋外広告物許可等交付手数料	屋外広告物許可等交付手数料	屋外広告物許可等交付手数料	屋外広告物許可等交付手数料	2(川内市)	26
	清算金滞納者への督促手数料	清算金滞納者への督促手数料			清算金滞納者への督促手数料					4	27

提案第6号

公共的団体等の取扱いについて

合併協定項目15号「公共的団体等の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年7月10日 提出

川西薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

公共的団体等の取扱いについて

【関係市町村内の団体等】

関係市町村内にある公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

- ? 複数の関係市町村で共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- ? ? の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- ? ? の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- ? ??? 以外は、現行のとおりとする。
- ? ただし、整理できる団体は、廃止の方向で調整に努めるものとする。

【関係市町村外の団体等】

関係市町村外にある公共的団体等の取扱いについては、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し調整に努めるものとする。

- ? 複数の関係市町村で共通の目的を有し加入している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- ? ? の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- ? ? の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- ? ??? 以外は、新市においても現行のとおり加入するものとする。
- ? ただし、整理できる団体は、脱退の方向で調整に努めるものとする。

平成 年 月 日 確認

協定項目 15 資料

公共的団体等の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

- ？ 公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合等の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会等の地域活動団体や社会福祉協議会など、公共的活動を営む団体はすべて含まれ、法人・任意は問わないとされている。
- ？ 合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律）では、合併関係市町村の区域内の公共的団体等に対して、新市の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努力義務を課している。
- ？ 地方自治法では、「地方公共団体の長は、地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。」と規定している。
- ？ 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会等については、別途（農業協同組合同併助成法、商工会法、社会福祉法等）法律の定めがある。

2 提案内容の理由

公共的団体等については、市町村合併に際して、新市として一体感を醸成する観点から統合整備されることが理想であるため、複数の関係市町村で共通の目的を有する団体及び共通の目的を有し加入している団体については、できる限り合併時の統合整備等に向けて調整する内容で提案するものである。

3 協議（協定）先進事例

<p>東かがわ市</p> <p>公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努める。</p> <ul style="list-style-type: none">？ 3町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。？ 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。？ 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。
<p>周南市</p> <p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら調整に努めるものとする。</p>
<p>さいたま市</p> <p>共通の目的を持ち、3市合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながら、統合又は再編するよう調整に努めるものとする。</p> <p>その他の公共的団体については、現行のとおりとする（新市において再び加入する）。</p>
<p>さぬき市</p> <p>公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">？ 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合するよう調整に努めるが、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう指導する。？ 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していく。

4 参考法令

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（国、都道府県等の協力等）

第16条

- 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公共的団体等の指揮監督）

- 第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

農業協同組合合併助成法（昭和36年法律第48号）

（目的）

- 第1条 この法律は、適正かつ能率的な事業経営を行なうことができる農業協同組合を広範に育成して農民の協同組織の健全な発展に資するため、農業協同組合の合併についての援助、合併に係る農業協同組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定めて、農業協同組合の合併の促進を図ることを目的とする。

商工会議所法（昭和28年法律第143号）

（地区）

- 第8条 商工会議所の地区は、市（都の区のある地域においては、そのすべての区をあわせたもの。以下同じ。）の区域とする。但し、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は隣接する市と市町村若しくは隣接する町と町村をあわせたものの区域とすることができる。

- 3 商工会議所の地区は、他の商工会議所の地区又は商工会の地区と重複するものがあるてはならない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

- 第8条の2 商工会議所の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会議所の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会議所が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会議所の地区は、廃置分合前の市町村の区域とする。

商工会法（昭和35年法律第89号）

（地区）

- 第7条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する2以上の市町村の区域とすることができる。

- 2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

- 第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会（その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接す

る他の商工会と合併した場合（以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。）にあっては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によって成立した商工会。以下この条において同じ。）の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域（隣接商工会との合併の場合にあっては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域）とする。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

6 公共的団体等(関係市町村内の団体等)比較表(1)

種別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村
総務関係	川内市職員共済会	串木野市職員厚生会	樋脇町職員互助会	入来町職員互助会	東郷町職員互助会	祁答院町職員互助会	里村職員会	上甌村職員会	
	川内市交通安全母の会	串木野市交通安全母の会	樋脇町交通安全母の会	入来町交通安全母の会	東郷町交通安全母の会	祁答院町交通安全母の会	里村交通安全母の会	上甌村交通安全母の会	鹿島村交通安全母の会
	川内市公民会連絡協議会	串木野市自治公民館連絡協議会	樋脇町公民館連絡協議会	入来町公民会連絡協議会	東郷町公民館連絡協議会		里村自治公民館長連絡協議会		
	校区公民会連絡協議会	地区自治公民館	地区公民館	校区公民会連絡協議会	校区公民館	地区公民館	自治公民館		
	公民会	公民館	自治公民館	公民会	自治公民館	自治公民館	小組合	常会	区会
		串木野市地域婦人団体連絡協議会				祁答院町地域婦人会連絡協議会	里村婦人会連絡協議会	上甌村地域婦人会連絡協議会	鹿島村地域女性連絡協議会
	川内市女性団体連絡協議会	串木野市各種婦人団体連絡協議会	樋脇町女性団体連絡協議会	入来町女性団体連絡協議会	東郷町各種婦人団体連絡協議会	祁答院町女性団体連絡協議会			
			樋脇町地区女性部	入来町地域女性連絡協議会		祁答院町地区婦人会	地区婦人会	上甌村地区婦人会	
	川内市自衛隊協力会	串木野市自衛隊協力会	樋脇町自衛隊協力会	入来町自衛隊協力会	東郷町自衛隊協力会	祁答院町自衛隊協力会			
		串木野市自衛隊父兄会	樋脇町自衛隊父兄会	入来町自衛隊父兄会	東郷町自衛隊父兄会	祁答院町自衛隊父兄会			
川内市日本中国友好協会	串木野市国際交流協会		入来町国際交流協会	東郷町国際交流を進める会					
	串木野市・サリナス市姉妹都市協会								
消防関係	日本水難救済会川内救難所	鹿児島県水難救済会串木野救難所					日本水難救済会里救難所	日本水難救済会上甌救難所	日本水難救済会鹿島救難所
			樋脇町防犯組合連合会			祁答院町防犯組合	里村防犯組合	上甌村防犯組合連合会	
税務関係	川内市法人会	串木野市法人会							
						祁答院町たばこ小売販売協議会			
農業関係	川内市農林水産業技術連絡協議会	串木野市農林技術協会	樋脇町農林業技術者総合連絡協議会	入来町農林業技術者連絡協議会	東郷町技術員連絡協議会	祁答院町技術員連絡協議会	農林技術協会薩摩支部甌島指導部会	農林技術協会薩摩支部甌島指導部会	農林技術協会薩摩支部甌島指導部会
	川内市生活研究グループ	串木野市生活研究グループ	樋脇町生活改善グループ連絡協議会	入来町生活研究グループ		祁答院町生活研究グループ	里村生活改善グループ	上甌村生活改善グループ	鹿島村生活研究グループ
					東郷町農産加工グループ			上甌村特産品生産グループ	
	機能集団	JA各種部会	農業振興連絡協議会	野菜振興会	JA野菜部会	園芸振興会			
		串木野市内地域営農推進協議会							
	川内市葉たばこ指導班会		葉たばこ生産振興会	葉たばこ生産振興会	たばこ振興会	祁答院町煙草耕作組合			
	生緑会		農業創造クラブ	入来町自営者クラブ	東郷町農業後継者クラブ				
	川内市農業経営者協議会	串木野市認定農業者会議	樋脇町認定農業者会	担い手農家連絡協議会		祁答院町認定農業者の会	甌島地区認定農業者会	甌島地区認定農業者会	
	市民祭農林専門委員会		樋脇町産業祭実行委員会	入来町産業祭実行委員会					
				東郷町航空防除協議会					

6 公共的団体等(関係市町村内の団体等)比較表(1)

種別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村
農業関係	むらづくり推進連絡会								
					農産物販売所 藤川特産品販売管理組合 東郷町物産品販売所利用協議会 鳥丸野菜販売グループ 南瀬ふれあい販売所				
	川内市土地改良区	生冠土地改良区 羽島土地改良区	小野土地改良区 元村新田土地改良区	入来町土地改良区	南瀬土地改良区 山田土地改良区 東郷土地改良区 藤川土地改良区	祁答院町土地改良区			
			倉野・藤本農村公園管理						
		日置北部公設地方卸売市場 運営協議会							
		串木野青果株式会社							
	川内市水田農業推進協議会	串木野市水田農業推進協議会	樋脇町水田農業経営確立 対策推進協議会	水田農業経営確立対策推 進協議会	東郷町水田農業推進協議 会	祁答院町水田農業推進協 議会	里村水田農業推進協議会	上甌村水田農業推進協議 会	
			藤本地区農作業受託組合 倉野地区農作業受託組合 樋脇町農業創造クラブ	山下・鹿子田機械利用組合 朝陽上農作業受託組合 副田農作業受託組合	山田農作業受委託管理組合 藤川農作業受委託管理組合	仁八宮農組合 中福良機械利用組合			
		果樹部会		入来町果樹振興会(きん かん)	東郷町果樹振興会(みか ん,ぶどう,きんかん,な し)	祁答院町観光果樹振興会 (ぶどう,なし)		小島パッションフルーツ生 産グループ	
				入来町花卉振興会	東郷町花卉部会				
			入来町茶業振興会	東郷町茶業振興会					
	川内市農業者年金受給者 会	串木野市農業者年金受給 者会	樋脇町農業者年金受給者 会	入来町農業者年金受給者 会	東郷町農業者年金受給者 会	祁答院町農業者年金受給 者会			
			下牛鼻地区営農飲雑用水 施設管理組合						
畜産関係				入来町畜産女性部会					
				プロイラー生産者連絡協 議会					
	北薩地区酪農ヘルパー利 用組合								
				地鶏振興会					
				肉用牛中核経営志向会					
	川内市肥育牛部会			肉用牛肥育牛部会					
				ET活用研究会		町受精卵移植技術研究会			
川内市和牛生産部会	JAさつま日置串木野地区 和牛部会	樋脇町和牛振興会	入来町和牛畜産振興会	東郷町和牛振興会	祁答院町畜産振興会				

6 公共的団体等(関係市町村内の団体等)比較表(1)

種別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村
畜産業関係					山田堆肥生産組合				
	薩摩和牛育種部会川内支部		薩摩和牛育種部会樋脇町支部	薩摩和牛育種部会入来町支部	薩摩和牛育種部会東郷町支部	薩摩和牛育種部会祁答院町支部			
	川内地区酪農連絡協議会								
	JAさつま川内養鶏部会								
	JAさつま川内養豚部会								
	川内市家畜商組合	串木野市家畜商組合	樋脇町家畜商組合	入来町家畜商組合	東郷町家畜商組合	祁答院町家畜商組合			
						町和牛多頭飼育者会			
				入来町肉用牛ヘルパー組合	東郷町肉用牛ヘルパー組合				
川内市家畜自衛防疫協議会	串木野市家畜自衛防疫協議会	樋脇町家畜自衛防疫協議会	入来町家畜自衛防疫協議会	東郷町家畜自衛防疫協議会	祁答院町家畜自衛防疫協議会	里村家畜自衛防疫協議会	上甌村家畜自衛防疫協議会		
林業関係	川内市猟友会	串木野市猟友会	樋脇町猟友会	入来町猟友会	東郷町猟友会	祁答院町猟友会			
	川内市みどり推進協議会	串木野市みどり推進協議会	樋脇町みどり推進協議会	入来町みどり推進協議会		祁答院町みどり推進協議会	里村みどり推進協議会	上甌村みどり推進協議会	鹿島村みどり推進協議会
	陽成みどりの少年団	串木野みどりの少年団	丸山みどりの少年団	大馬越緑の少年団		緑の少年団	みどりの少年団		
	川内市有害鳥獣駆除対策協議会	串木野市有害鳥獣駆除対策協議会	樋脇町有害鳥獣駆除対策協議会	入来町有害鳥獣駆除対策協議会	東郷町有害鳥獣駆除対策協議会	祁答院町有害鳥獣駆除対策協議会			
	川内市生産森林組合連絡協議会								
	川内市たけのこ生産組合		樋脇たけのこ生産組合	入来たけのこ生産組合	東郷たけのこ生産組合	祁答院町たけのこ生産組合			
	宮里生産森林組合外3組合								
	川内市間伐推進協議会		樋脇町除間伐推進協議会			祁答院町間伐推進協議会			
	川内市鳥獣害防止対策協議会								
	川内市林業振興推進協議会		樋脇町林業振興推進協議会	入来町林業振興推進協議会		祁答院町林業振興推進協議会			
	JAさつま川内川内支部筍部会		JAさつま川内樋脇支所筍部会	JAさつま川内入来支所筍部会	東郷たけのこ部会	祁答院町筍部会			
				入来町青年の山造林組合					
				大馬越青年の山造林組合					
			市野々生産森林組合						
水産業関係		串木野市漁業後継者協議会							鹿島村水産業振興対策協議会
		串木野市まぐろ漁業母港基地化推進協議会							

6 公共的団体等(関係市町村内の団体等)比較表(1)

種別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村	
水産業関係		串木野まぐるフェスティバル実行委員会								
		串木野市島平漁業協同組合								
		串木野市河川種苗採捕組合								
		串木野市本浦沿岸組合								
		照島沿岸振興会								
	川内市漁業協同組合	串木野市漁業協同組合 羽島漁業協同組合						里村漁業協同組合	上甌村漁業協同組合	鹿島村漁業協同組合
	川内市内水面漁業協同組合 川内川漁業協同組合中村支部		川内川漁業協同組合樋脇支部 川内川漁業協同組合倉野支部	川内川漁業協同組合入来支部	川内川漁業協同組合東郷支部 川内川漁業協同組合南瀬支部	川内川漁業協同組合祁答院支部				
		串木野市船主組合								
	本浦船員組合									
	川内地区養鰻業振興協議会									
商工観光関係	高城商工会		樋脇町商工会	入来町商工会	東郷町商工会	祁答院町商工会	里村商工会	上甌村商工会	鹿島村商工会	
	川薩人材育成センター									
	川内地区雇用開発協会									
				入来町企業誘致推進協議会						
	タウンマネジメント協議会									
	川内商工会議所	串木野商工会議所								
		浜町市場通り会								
		旭町中央通り会								
		中央通り会								
			市比野温泉ふれあい実行委員会			東郷ふれあい市実行委員会				
	川内木市振興会									
	かごしま川内貿易振興協会									
							祁答院町観光果樹振興会			
				入来町夏祭り実行委員会	東郷町夏まつり納涼大会実行委員会			上こしき夏祭り実行委員会		
川内市観光協会	串木野市観光協会	樋脇町観光協会	入来町観光協会	東郷町観光協会	祁答院町観光協会	里村観光協会	上甌村観光協会			

6 公共的団体等(関係市町村内の団体等)比較表(1)

種 別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村
商工観光関係				温泉まつり実行委員会					
	川内市旅館組合 川内高城温泉振興会	串木野市旅館組合	市比野温泉旅館組合						
		串木野シール会							
	川内市特産品協会	串木野市特産品協会	樋脇町特産品協会	入来町特産品協会				上甌村特産品生産グループ	
	川内河童共和国								
								上甌村県民自然レクリエーション村	
		串木野花火大会実行委員会							
		かんむりだけ山市物産展実行委員会							
		串木野市愛馬同好会							
		徐福花冠祭実行委員会							
		さのさ祭前夜祭実行委員会							
		串木野さのさ祭実行委員会							
		くしきのづくし産業まつり実行委員会							
		川内市民祭商工専門実行委員会							
		がらっばどん祭り実行委員会							
		川内大綱引保存会							
		西方海水浴場振興会							
					いりきファミリーハイキング実行委員会				
					八重山高原星物語実行委員会				
					入来星空映画館実行委員会				
				入来パラフェスタ実行委員会					
				南日本フロンティアカップin入来ゴルフ大会実行委員会					
	川内市菓子組合	串木野市菓子組合							
		串木野市蒲鉾組合							
		串木野市飲食業組合	市比野温泉飲食店通り会						
保健衛生関係	川内市食生活改善推進員協議会	串木野市食生活改善推進員連絡協議会	樋脇町食生活改善推進員協議会	入来町食生活改善推進員協議会	東郷町食生活改善推進員連絡協議会	祁答院町食生活改善推進員協議会	里村食生活改善推進員連絡協議会	上甌村食生活改善推進員協議会	鹿島村食生活改善推進員協議会

6 公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村
総務関係	日本公衆電話会								
		? 地方債協会							
		? 地方財務協会	? 地方財務協会						
			鹿児島県町村会	鹿児島県町村会	鹿児島県町村会	鹿児島県町村会	鹿児島県町村会	鹿児島県町村会	鹿児島県町村会
			郡町村会	郡町村会	郡町村会	郡町村会	郡町村会	郡町村会	郡町村会
			鹿児島県町村職員互助会	鹿児島県町村職員互助会	鹿児島県町村職員互助会	鹿児島県町村職員互助会	鹿児島県町村職員互助会	鹿児島県町村職員互助会	鹿児島県町村職員互助会
		串木野銃砲保安協会							
							西郷南州顕彰会	西郷南州顕彰会	西郷南州顕彰会
	全国市長会	全国市長会							
	九州市長会	九州市長会							
	鹿児島県市長会	鹿児島県市長会							
		日置地区市町長会							
	世界連邦宣言自治体全国協議会								
	(社)三州倶楽部								
	薩摩地区広報連絡協議会	日置地区広報連絡協議会	薩摩地区広報連絡協議会	薩摩地区広報連絡協議会	薩摩地区広報連絡協議会	薩摩地区広報連絡協議会	薩摩地区広報連絡協議会	薩摩地区広報連絡協議会	薩摩地区広報連絡協議会
	鹿児島県広報協会	鹿児島県広報協会	鹿児島県広報協会	鹿児島県広報協会	鹿児島県広報協会	鹿児島県広報協会	鹿児島県広報協会	鹿児島県広報協会	鹿児島県広報協会
	日本広報協会	日本広報協会	日本広報協会	日本広報協会	日本広報協会	日本広報協会	日本広報協会	日本広報協会	日本広報協会
	自衛隊協力会鹿児島県連合会	自衛隊協力会鹿児島県連合会	自衛隊協力会鹿児島県連合会	自衛隊協力会鹿児島県連合会	自衛隊協力会鹿児島県連合会	自衛隊協力会鹿児島県連合会		自衛隊協力会鹿児島県連合会	
	東京事務所ビル管理								
	都市東京事務所長会								
		全国自衛隊父兄会鹿児島県支部連合会	全国自衛隊父兄会鹿児島県支部連合会	全国自衛隊父兄会鹿児島県支部連合会	全国自衛隊父兄会鹿児島県支部連合会	全国自衛隊父兄会鹿児島県支部連合会	全国自衛隊父兄会鹿児島県支部連合会		
	鹿児島県青年海外協力隊を支援する会	鹿児島県青年海外協力隊を支援する会		鹿児島県青年海外協力隊を支援する会		鹿児島県青年海外協力隊を支援する会		鹿児島県青年海外協力隊を支援する会	
	(財)自治体国際化協会	(財)自治体国際化協会	(財)自治体国際化協会						
	川内地区安全運転管理者協議会	串木野地区安全運転管理者協議会	川内地区安全運転管理者協議会	川内地区安全運転管理者協議会	川内地区安全運転管理者協議会	宮之城地区安全運転管理者協議会	川内地区安全運転管理者協議会	川内地区安全運転管理者協議会	川内地区安全運転管理者協議会
	川内地区交通安全協会	串木野地区交通安全協会	川内地区交通安全協会	川内地区交通安全協会	川内地区交通安全協会	宮之城地区交通安全協会	甌島地区交通安全協会	甌島地区交通安全協会	甌島地区交通安全協会
	川内警察署管内交通安全会議連合会		川内警察署管内交通安全会議連合会	川内警察署管内交通安全会議連合会	川内警察署管内交通安全会議連合会		川内警察署管内交通安全会議連合会	川内警察署管内交通安全会議連合会	川内警察署管内交通安全会議連合会

6 公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村
社会福祉関係	九州各県婦人相談員連絡協議会								
	鹿児島県下14市福祉事務所長会議								
	心身障害者扶養共済	心身障害者扶養共済	心身障害者扶養共済	心身障害者扶養共済	心身障害者扶養共済	心身障害者扶養共済	心身障害者扶養共済	心身障害者扶養共済	心身障害者扶養共済
	鹿児島県心身障害者雇用促進協会	鹿児島県心身障害者雇用促進協会	鹿児島県心身障害者雇用促進協会	鹿児島県心身障害者雇用促進協会	鹿児島県心身障害者雇用促進協会	鹿児島県心身障害者雇用促進協会	鹿児島県心身障害者雇用促進協会	鹿児島県心身障害者雇用促進協会	鹿児島県心身障害者雇用促進協会
	鹿児島県隣保館連絡協議会			鹿児島県隣保館連絡協議会					
	全国及び鹿児島県在宅介護支援センター協議会								
	鹿児島県・市家庭相談員連絡協議会	鹿児島県・市家庭相談員連絡協議会							
	北薩地区家庭相談員連絡協議会		北薩地区家庭相談員連絡協議会	北薩地区家庭相談員連絡協議会	北薩地区家庭相談員連絡協議会	北薩地区家庭相談員連絡協議会	北薩地区家庭相談員連絡協議会	北薩地区家庭相談員連絡協議会	北薩地区家庭相談員連絡協議会
	鹿児島県下14市家庭相談員連絡協議会	鹿児島県下14市家庭相談員連絡協議会							
	薩摩地区保護司会		薩摩地区保護司会	薩摩地区保護司会	薩摩地区保護司会	薩摩地区保護司会	甌島地区保護司会	甌島地区保護司会	甌島地区保護司会
			北薩地区身体障害者協会連合会	北薩地区身体障害者協会連合会	北薩地区身体障害者協会連合会	北薩地区身体障害者協会連合会			
			薩摩郡母子寡婦福祉会	薩摩郡母子寡婦福祉会	薩摩郡母子寡婦福祉会	薩摩郡母子寡婦福祉会	薩摩郡母子寡婦福祉会	薩摩郡母子寡婦福祉会	薩摩郡母子寡婦福祉会
	伊集院保健所管内精神障害者家族会	川内地区精神障害者福祉促進の会	管内精神障害者家族会	川内地区精神障害者福祉促進の会	管内精神障害者家族会				
保 育 関 係	保育所児童災害共済	私立保育園委託児事故保険							
	鹿児島県保育連合会	鹿児島県保育連絡協議会							
	川薩保育連絡協議会	日置地区保育連絡協議会							
		全国児童館連絡協議会							
	川薩地区給食施設連絡協議会								
老人福祉関係	鹿児島県老人福祉施設協議会								
	川薩地区老人福祉施設協議会		川薩地区老人福祉施設協議会	川薩地区老人福祉施設協議会					
			薩摩郡老人クラブ連合会	薩摩郡老人クラブ連合会	薩摩郡老人クラブ連合会	薩摩郡老人クラブ連合会	薩摩郡老人クラブ連合会	薩摩郡老人クラブ連合会	薩摩郡老人クラブ連合会
	川薩地区集団給食施設連絡協議会								
環 境 関 係	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会
	全国都市清掃会議								
	川内川水系水質汚濁対策連絡協議会		川内川水系水質汚濁対策連絡協議会	川内川水系水質汚濁対策連絡協議会	川内川水系水質汚濁対策連絡協議会	川内川水系水質汚濁対策連絡協議会			鹿児島県デイサービスセンター協議会

6 公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村
農 業 関 係	(財)農村地域工業導入センター			(財)農村地域工業導入センター					
	鹿児島県土地改良事業団体連合会	鹿児島県土地改良事業団体連合会	鹿児島県土地改良事業団体連合会	鹿児島県土地改良事業団体連合会	鹿児島県土地改良事業団体連合会	鹿児島県土地改良事業団体連合会	鹿児島県土地改良事業団体連合会	鹿児島県土地改良事業団体連合会	鹿児島県土地改良事業団体連合会
	川薩地区広域営農団地農道等整備事業推進協議会		川薩地区広域営農団地農道等整備事業推進協議会	川薩地区広域営農団地農道等整備事業推進協議会	川薩地区広域営農団地農道等整備事業推進協議会	川薩地区広域営農団地農道等整備事業推進協議会			
	鹿児島県農地集団化推進協議会	鹿児島県農地集団化事業協議会	鹿児島県農地集団化推進協議会	鹿児島県農地集団化推進協議会	鹿児島県農地集団化推進協議会	鹿児島県農地集団化推進協議会	鹿児島県農地集団化推進協議会	鹿児島県農地集団化推進協議会	鹿児島県農地集団化推進協議会
	川薩地域農業農村整備事業推進協議会	日置地域農業農村整備事業推進協議会	川薩地域農業農村整備事業推進協議会	川薩地域農業農村整備事業推進協議会	川薩地域農業農村整備事業推進協議会	川薩地区農業農村整備事業推進協議会	川薩地域農業農村整備事業推進協議会	川薩地域農業農村整備事業推進協議会	川薩地域農業農村整備事業推進協議会
	鹿児島県農業農村整備情報センター	鹿児島県農業農村整備情報センター	鹿児島県農業農村整備情報センター	鹿児島県農業農村整備情報センター	鹿児島県農業農村整備情報センター	鹿児島県農業農村整備情報センター	鹿児島県農業農村整備情報センター	鹿児島県農業農村整備情報センター	鹿児島県農業農村整備情報センター
	(社)農村環境整備センター	(社)農村環境整備センター	(社)農村環境整備センター	(社)農村環境整備センター	(社)農村環境整備センター				
	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会
							鹿児島県市町村農村総合整備事業連絡協議会		
	棚田等保全協議会かごしま			棚田等保全協議会かごしま				棚田等保全協議会かごしま	
			鹿児島県ほ場整備構造政策研究会						
	鹿児島県農村振興技術連盟				鹿児島県農村振興技術連盟	鹿児島県農村振興技術連盟	鹿児島県農村振興技術連盟	鹿児島県農村振興技術連盟	鹿児島県農村振興技術連盟
		ダム所在市町村全国協議会		ダム所在市町村全国協議会					
	鹿児島県農地海岸保全協会								
畜 産 業 関 係	鹿児島県畜産会	鹿児島県畜産会	鹿児島県畜産会	鹿児島県畜産会	鹿児島県畜産会	鹿児島県畜産会	鹿児島県畜産会	鹿児島県畜産会	鹿児島県畜産会
	川薩地区ホルスタイン共進会連絡協議会								
	モーモーフェスタ川薩実行委員会		モーモーフェスタ川薩実行委員会	モーモーフェスタ川薩実行委員会	モーモーフェスタ川薩実行委員会	モーモーフェスタ川薩実行委員会			
	家畜防疫協議会						祁答院地区鶏病対策協議会		
								薩摩畜産農業協同組合連合会	
	鹿児島県肉用牛振興協議会	鹿児島県肉用牛振興協議会	鹿児島県肉用牛振興協議会	鹿児島県肉用牛振興協議会	鹿児島県肉用牛振興協議会	鹿児島県肉用牛振興協議会	鹿児島県肉用牛振興協議会	鹿児島県肉用牛振興協議会	鹿児島県肉用牛振興協議会
林 業 関 係	薩摩西部森林組合	ひおき森林組合	薩摩西部森林組合	薩摩西部森林組合	薩摩西部森林組合	薩摩西部森林組合			
	鹿児島県市町村林野振興対策協議会	鹿児島県市町村林野振興対策協議会	鹿児島県市町村林野振興対策協議会	鹿児島県市町村林野振興対策協議会	鹿児島県市町村林野振興対策協議会	鹿児島県市町村林野振興対策協議会	鹿児島県市町村林野振興対策協議会	鹿児島県市町村林野振興対策協議会	鹿児島県市町村林野振興対策協議会
	鹿児島県造林協会	鹿児島県造林協会	鹿児島県造林協会	鹿児島県造林協会	鹿児島県造林協会	鹿児島県造林協会	鹿児島県造林協会	鹿児島県造林協会	
	日本さくらの会	日本さくらの会							
	北薩流域林業活性化センター	南薩流域森林林業活性化センター	北薩流域林業活性化センター	北薩流域林業活性化センター	北薩流域林業活性化センター	北薩流域林業活性化センター	北薩地域林業活性化センター	北薩地域林業活性化センター	北薩流域林業活性化センター

6 公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村	
林 業 関 係	森林交付税創設促進連盟	森林交付税創設促進連盟		森林交付税創設促進連盟						
	鹿児島県林業労働力確保支援センター	鹿児島県林業労働力確保支援センター	鹿児島県林業労働力確保支援センター	鹿児島県林業労働力確保支援センター	鹿児島県林業労働力確保支援センター	鹿児島県林業労働力確保支援センター				
	鹿児島県治山林道協会	鹿児島県治山林道協会	鹿児島県治山林道協会	鹿児島県治山林道協会	鹿児島県治山林道協会	鹿児島県治山林道協会	鹿児島県治山林道協会	鹿児島県治山林道協会	鹿児島県治山林道協会	
	川薩地域林業振興協議会	日置地区林業振興協議会	川薩地域林業振興協議会	川薩地域林業振興協議会	川薩地域林業振興協議会	川薩地域林業振興協議会	川薩地域林業振興協議会	川薩地域林業振興協議会	川薩地域林業振興協議会	
	薩摩西部地域林業振興協議会		薩摩西部地域林業振興協議会	薩摩西部地域林業振興協議会	薩摩西部地域林業振興協議会	薩摩西部地域林業振興協議会	薩摩東部林業振興対策協議会			
		鹿児島県早掘りたけのこ推進協議会日置支部								
	川薩地域早掘りたけのこ振興協議会		川薩地域早掘りたけのこ振興協議会	川薩地域早掘りたけのこ振興協議会	川薩地域早掘りたけのこ振興協議会	川薩地域早掘りたけのこ振興協議会				
	鹿児島県公団造林推進協議会		鹿児島県公団造林推進協議会		鹿児島県公団造林推進協議会					
							鹿児島県林業構造改善推進協議会			
	広域基幹林道紫尾線維持管理協議会					広域基幹林道紫尾線維持管理協議会				
	鹿児島県林業改良普及協会	鹿児島県林業改良普及協会	鹿児島県林業改良普及協会	鹿児島県林業改良普及協会	鹿児島県林業改良普及協会	鹿児島県林業改良普及協会	鹿児島県林業改良普及協会	鹿児島県林業改良普及協会	鹿児島県林業改良普及協会	
		吹上浜松林保全対策連絡協議会								
							鹿児島県野猿被害市町村協議会			
							さつま農協たけのこ生産振興連絡協議会			
							林道安全協会			
								甌島特用林産振興連絡協議会	甌島特用林産振興連絡協議会	甌島特用林産振興連絡協議会
	鹿児島県国有林野等所在市町村長有志協議会	鹿児島県国有林野等所在市町村長有志協議会		鹿児島県国有林野等所在市町村長有志協議会	鹿児島県国有林野等所在市町村長有志協議会		鹿児島県国有林野等所在市町村長有志協議会			
	さつま川内農協筍部会		さつま川内農協筍部会	さつま川内農協筍部会	さつま川内農協筍部会					
	鹿児島県松くい虫被害対策推進連絡協議会									
水 産 業 関 係	鹿児島県沿岸漁業振興開発促進協議会	鹿児島県沿岸漁業振興開発促進協議会					鹿児島県沿岸漁業振興開発促進協議会	鹿児島県沿岸漁業振興開発促進協議会	鹿児島県沿岸漁業振興開発促進協議会	
	海上保安協会串木野支部	海上保安協会串木野支部					海上保安協会串木野支部	海上保安協会串木野支部	海上保安協会串木野支部	
	北薩地区水産改良普及事業推進協議会	西薩地区水産改良普及事業推進協議会					甌島地区水産改良普及事業推進協議会	甌島地区水産改良普及事業推進協議会	甌島地区水産改良普及事業推進協議会	
							全国町村水産振興対策協議会	全国町村水産振興対策協議会	全国町村水産振興対策協議会	
	鹿児島県水域環境美化推進協議会	鹿児島県水域環境美化推進協議会	鹿児島県水域環境美化推進協議会	鹿児島県水域環境美化推進協議会	鹿児島県水域環境美化推進協議会	鹿児島県水域環境美化推進協議会	鹿児島県水域環境美化推進協議会	鹿児島県水域環境美化推進協議会	鹿児島県水域環境美化推進協議会	
	鹿児島県漁港協会	鹿児島県漁港協会					鹿児島県漁港協会	鹿児島県漁港協会	鹿児島県漁港協会	
	水産都市協議会									

6 公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村
水産業関係		鹿児島県かつお・まぐろ漁業対策協議会							
		フィッシャリーナ協会							
		捕鯨を守る全国自治体連絡協議会							
		南薩地区飛び魚塾							
		全国遠洋沖合漁業協同組合							
		鹿児島県鯉鮪漁業協同組合							
		? 鹿児島県栽培漁業協会						? 鹿児島県栽培漁業協会	
								鹿児島県藻貝陸産協議会	
								鹿児島海洋深層水起業倶楽部	
		鹿児島県漁業信用基金協会	鹿児島県漁業信用基金協会				鹿児島県漁業信用基金協会	鹿児島県漁業信用基金協会	鹿児島県漁業信用基金協会
							甌島地区漁協合併協議会	甌島地区漁協合併協議会	甌島地区漁協合併協議会
	北薩地区沿岸漁業改善資金運営協議会	南薩地区沿岸漁業改善資金運営協議会				鹿児島地区沿岸漁業改善資金運営協議会	鹿児島地区沿岸漁業改善資金運営協議会	鹿児島地区沿岸漁業改善資金運営協議会	
労働関係	川薩人材育成センター-運営連絡協議会	川薩人材育成センター-運営連絡協議会	川薩人材育成センター-運営連絡協議会	川薩人材育成センター-運営連絡協議会	川薩人材育成センター-運営連絡協議会	川薩人材育成センター-運営連絡協議会	川薩人材育成センター-運営連絡協議会	川薩人材育成センター-運営連絡協議会	川薩人材育成センター-運営連絡協議会
	全国シルバ-人材センター事業協会	全国シルバ-人材センター事業協会							
		鹿児島県農地海岸保全協会							
	全国勤労青少年ホーム連絡協議会	全国勤労青少年ホーム連絡協議会							
	九州地区勤労青少年ホーム連絡協議会	九州地区勤労青少年ホーム連絡協議会							
	鹿児島県勤労青少年ホーム連絡協議会	鹿児島県勤労青少年ホーム連絡協議会							
	? かがしま産業支援センター	? かがしま産業支援センター					? かがしま産業支援センター		
	(財)21世紀職業財団鹿児島事務所								
	? 鹿児島県障害者雇用促進協会	? 鹿児島県障害者雇用促進協会	? 鹿児島県障害者雇用促進協会	? 鹿児島県障害者雇用促進協会	? 鹿児島県障害者雇用促進協会	? 鹿児島県障害者雇用促進協会	? 鹿児島県障害者雇用促進協会	? 鹿児島県障害者雇用促進協会	? 鹿児島県障害者雇用促進協会
	北薩地域雇用促進会議	鹿児島地域雇用開発会議	北薩地域雇用促進会議	北薩地域雇用促進会議	北薩地域雇用促進会議	北薩地域雇用促進会議	北薩地域雇用促進会議	北薩地域雇用促進会議	北薩地域雇用促進会議
	ハローワーク川内産業雇用連絡協議会	日置地区雇用対策推進協議会	ハローワーク川内産業雇用連絡協議会	宮之城公共職業安定所雇用対策推進協議会	ハローワーク川内産業雇用連絡協議会	宮之城公共職業安定所雇用対策推進協議会	ハローワーク川内産業雇用連絡協議会	ハローワーク川内産業雇用連絡協議会	ハローワーク川内産業雇用連絡協議会
	九州地区雇用労働福祉会議								
		鹿児島地域労働者福祉協議会							
	鹿児島県地下資源開発促進協議会	鹿児島県地下資源開発促進協議会	鹿児島県地下資源開発促進協議会	鹿児島県地下資源開発促進協議会					

6 公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村
労 働 関 係	九州地区工業再配置促進連絡協議会			九州地区工業再配置促進連絡協議会	九州地区工業再配置促進連絡協議会				
		全国働く婦人の家連絡協議会							
		九州ブロック働く婦人の家連絡協議会							
		鹿児島県働く婦人の家連絡協議会							
		(財)女性労働協会							
商工観光関係	鹿児島県企業誘致推進協議会	鹿児島県企業誘致推進協議会	鹿児島県企業誘致推進協議会	鹿児島県企業誘致推進協議会	鹿児島県企業誘致推進協議会	鹿児島県企業誘致推進協議会			
	九州西海岸観光協議会	九州西海岸観光協議会					九州西海岸観光協議会	九州西海岸観光協議会	九州西海岸観光協議会
		串木野青年会議所							
	鹿児島県鉄道整備促進協議会	鹿児島県鉄道整備促進協議会							
	鹿児島県並行在来線鉄道対策協議会								
	鹿児島県観光連盟	鹿児島県観光連盟	鹿児島県観光連盟	鹿児島県観光連盟	鹿児島県観光連盟	鹿児島県観光連盟	鹿児島県観光連盟	鹿児島県観光連盟	鹿児島県観光連盟
	川内川流域温泉郷観光協議会		川内川流域温泉郷観光協議会	川内川流域温泉郷観光協議会	川内川流域温泉郷観光協議会	川内川流域温泉郷観光協議会			
	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会			
	鹿児島県特産品協会	鹿児島県特産品協会			鹿児島県特産品協会		鹿児島県特産品協会	鹿児島県特産品協会	
	鹿児島県料飲業生活衛生同業組合川薩支部								
	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	観光かごしま大キャンペーン推進協議会
	帝国データバンク調査会								
		西薩中核工業団地企業誘致推進連絡協議会							
	九州観光都市連盟	九州観光都市連盟							
		?九州運輸振興センター					?九州運輸振興センター	?九州運輸振興センター	?九州運輸振興センター
	全国ふるさと大使連絡会議								
			鹿児島県観光地所在町村協議会	鹿児島県観光地所在町村協議会			鹿児島県観光地所在町村協議会		
			九州沖縄道の駅連絡会						
	鹿児島県中小企業団体中央会	鹿児島県中小企業団体中央会							
	鹿児島県美容生活衛生同業組合川内支部	鹿児島県美容生活衛生同業組合串木野支部					鹿児島県美容生活衛生同業組合宮之城支部		
						甌島観光協会	甌島観光協会	甌島観光協会	

6 公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村
商工観光関係							かごしまアイランドフェア 開催実行委員会	かごしまアイランドフェア 開催実行委員会	かごしまアイランドフェア 開催実行委員会
							鹿児島県旅客船協会	鹿児島県旅客船協会	
							九州旅客船協会連合会	九州旅客船協会連合会 九州旅客船協会連合会合 同役員会	
							日本旅客船協会	日本旅客船協会	
		吹上浜地域観光振興協議 会 鹿児島県教育旅行受入対 策協議会							
土 木 関 係	鹿児島県土木協会	鹿児島県土木協会	鹿児島県土木協会	鹿児島県土木協会	鹿児島県土木協会	鹿児島県土木協会	鹿児島県土木協会	鹿児島県土木協会	鹿児島県土木協会
	川内地区土木協会	日置地区土木協会	川内地区土木協会	祁答院地区土木協会	川内地区土木協会	祁答院地区土木協会	甌島地区土木協会	甌島地区土木協会	甌島地区土木協会
	九州国道協会	九州国道協会		九州国道協会	九州国道協会				
	薩摩北薩連絡幹線道路建 設促進期成会		薩摩北薩連絡幹線道路建 設促進期成会		薩摩北薩連絡幹線道路建 設促進期成会				
	国道267号改良促進期 成会				国道267号改良促進期 成会				
				国道328号整備促進期 成会					
		日本道路協会			日本道路協会	日本道路協会		日本道路協会	
		全国海岸協会							全国海岸協会
			鹿児島県ダンプカー協会	鹿児島県ダンプカー協会		鹿児島県ダンプカー協会			
					横座峠交流ふれあい活性 化推進協議会				
								全国建設技術者協会	
							鹿児島県建設技術協会	鹿児島県建設技術協会	鹿児島県建設技術協会
							北薩空港幹線道路整備促 進期成会		
						鹿児島・大口幹線道路整 備促進期成会			
			県道山田入来線整備促進 協議会	県道山田入来線整備促進 協議会	県道山田入来線整備促進 協議会				
河 川 関 係	川内川下流改修促進期成 会		川内川下流改修促進期成 会	川内川改修促進期成会	川内川下流改修促進期成 会	川内川改修促進期成会			
港 湾 関 係	日本港湾協会	日本港湾協会					日本港湾協会		
	鹿児島県港湾協会	鹿児島県港湾協会					鹿児島県港湾協会	鹿児島県港湾協会	
	港湾都市協議会	港湾都市協議会							
		ウォーターフロント開発協 会							

6 公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村
教育総務・学校教育関係	鹿児島県及び川薩地区生活指導研究協議会	鹿児島県及び日置地区生活指導連絡協議会	鹿児島県及び川薩地区生活指導研究協議会	鹿児島県及び川薩地区生活指導研究協議会	鹿児島県及び川薩地区生活指導研究協議会	鹿児島県及び川薩地区生活指導研究協議会	鹿児島県及び川薩地区生活指導研究協議会	鹿児島県及び川薩地区生活指導研究協議会	鹿児島県及び川薩地区生活指導研究協議会
	川薩地区特殊教育研究会	日置地区特殊教育研究会	川薩地区特殊教育研究会	川薩地区特殊教育研究会	川薩地区特殊教育研究会	川薩地区特殊教育研究会			
	全国都市教育長協議会	全国都市教育長協議会							
	九州都市教育長協議会	九州都市教育長協議会							
	鹿児島県へき地・小規模校教育研究連盟		鹿児島県へき地・小規模校教育研究連盟	鹿児島県へき地・小規模校教育研究連盟	鹿児島県へき地・小規模校教育研究連盟	鹿児島県へき地・小規模校教育研究連盟	鹿児島県へき地・小規模校教育研究連盟	鹿児島県へき地・小規模校教育研究連盟	鹿児島県へき地・小規模校教育研究連盟
	川薩地区中学校進路指導研究協議会		川薩地区中学校進路指導連絡協議会	川薩地区中学校進路指導連絡協議会	川薩地区中学校進路指導連絡協議会	川薩地区中学校進路指導連絡協議会	川薩地区中学校進路指導研究協議会	川薩地区中学校進路指導研究協議会	川薩地区中学校進路指導研究協議会
	全国適応指導教室連絡協議会								
	日本体育学校健康保健センター		日本体育学校健康保健センター	日本体育学校健康保健センター	日本体育学校健康保健センター	日本体育学校健康保健センター	日本体育学校健康保健センター	日本体育学校健康保健センター	日本体育学校健康保健センター
	北薩地区養護教諭会		北薩地区養護教諭会	北薩地区養護教諭会	北薩地区養護教諭会	北薩地区養護教諭会	北薩地区養護教諭会	北薩地区養護教諭会	北薩地区養護教諭会
		鹿児島県特殊学級設置校協議会		鹿児島県特殊学級設置校協議会					
	? 自治体国際化協会	? 自治体国際化協会	? 自治体国際化協会	? 自治体国際化協会	? 自治体国際化協会	? 自治体国際化協会			
	川薩地区中学校体育連盟	日置地区中学校体育連盟	郡中学校体育連盟	郡中学校体育連盟	郡中学校体育連盟	郡中学校体育連盟	甌島地区中学校体育連盟	甌島地区中学校体育連盟	甌島地区中学校体育連盟
	鹿児島県学校保健会	鹿児島県学校保健会	鹿児島県学校保健会	鹿児島県学校保健会	鹿児島県学校保健会	鹿児島県学校保健会	鹿児島県学校保健会	鹿児島県学校保健会	鹿児島県学校保健会
	川薩地区学校保健会	日置地区学校保健会	川薩地区学校保健会	川薩地区学校保健会	川薩地区学校保健会	川薩地区学校保健会	川薩地区学校保健会	川薩地区学校保健会	川薩地区学校保健会
	川内市小学校体育連盟		郡小学校体育連盟	郡小学校体育連盟	郡小学校体育連盟	郡小学校体育連盟	甌島地区小学校体育連盟	甌島地区小学校体育連盟	甌島地区小学校体育連盟
			郡音楽教育研究会	郡音楽教育研究会	郡音楽教育研究会	郡音楽教育研究会			
	鹿児島県学校図書館協議会	鹿児島県学校図書館協議会	鹿児島県学校図書館協議会	鹿児島県学校図書館協議会	鹿児島県学校図書館協議会	鹿児島県学校図書館協議会	鹿児島県学校図書館協議会	鹿児島県学校図書館協議会	鹿児島県学校図書館協議会
		日置地区学校図書館研究協議会							
	全国公立幼稚園協会	全国公立幼稚園協会	全国公立幼稚園協会	全国公立幼稚園協会	全国公立幼稚園協会	全国公立幼稚園協会	全国公立幼稚園協会	全国公立幼稚園協会	全国公立幼稚園協会
	九州国公立幼稚園会	九州国公立幼稚園会	九州国公立幼稚園会	九州国公立幼稚園会	九州国公立幼稚園会	九州国公立幼稚園協会	九州国公立幼稚園協会	九州国公立幼稚園協会	九州国公立幼稚園協会
鹿児島県国公立幼稚園協会	鹿児島県国公立幼稚園協会	鹿児島県国公立幼稚園協会	鹿児島県国公立幼稚園協会	鹿児島県国公立幼稚園協会	鹿児島県国公立幼稚園協会	鹿児島県国公立幼稚園協会	鹿児島県国公立幼稚園協会	鹿児島県国公立幼稚園協会	
川薩地区公立幼稚園協会	日置地区公立幼稚園協会	川薩地区公立幼稚園協会	川薩地区公立幼稚園協会	川薩地区公立幼稚園協会	川薩地区公立幼稚園協会	川薩地区公立幼稚園協会	川薩地区公立幼稚園協会	川薩地区公立幼稚園協会	
社会教育関係	川薩地区社会教育振興会	日置地区社会教育振興会	川薩地区社会教育振興会	川薩地区社会教育振興会	川薩地区社会教育振興会	川薩地区社会教育振興会	川薩地区社会教育振興会	川薩地区社会教育振興会	川薩地区社会教育振興会
	鹿児島県視聴覚教育連盟		鹿児島県視聴覚教育連盟		鹿児島県視聴覚教育連盟			鹿児島県視聴覚教育連盟	
	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	鹿児島県社会教育委員連絡協議会
	全国青少年補導センター連絡協議会	全国青少年補導センター連絡協議会							

6 公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村
社会教育関係	鹿児島県少年補導センター連絡協議会	鹿児島県少年補導センター連絡協議会							
	鹿児島県社会教育研究会	鹿児島県社会教育研究会	鹿児島県社会教育研究会		鹿児島県社会教育研究会	鹿児島県社会教育研究会		鹿児島県社会教育研究会	鹿児島県社会教育研究会
	地区社会教育研究会		地区社会教育研究会		地区社会教育研究会			地区社会教育研究会	
	鹿児島県公民館連絡協議会	鹿児島県公民館連絡協議会	鹿児島県公民館連絡協議会	鹿児島県公民館連絡協議会	鹿児島県公民館連絡協議会	鹿児島県公民館連絡協議会	鹿児島県公民館連絡協議会	鹿児島県公民館連絡協議会	鹿児島県公民館連絡協議会
	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会
	日本図書館協会								
	鹿児島県図書館協会	鹿児島県図書館協会	鹿児島県図書館協会	鹿児島県図書館協会	鹿児島県図書館協会	鹿児島県図書館協会	鹿児島県図書館協会	鹿児島県図書館協会	鹿児島県図書館協会
	(財)日本博物館協会								
	九州博物館協会								
	鹿児島県博物館協会		鹿児島県博物館協会	鹿児島県博物館協会		鹿児島県博物館協会		鹿児島県博物館協会	
				日本ナショナルトラスト					
	全国生涯学習市町村協議会								
	全国史跡整備市町村協議会				全国伝統的建造物群保存地区協議会				
	九州地区市町村文化財保存整備協議会								
		全国公立文化施設協議会			全国公立文化施設協議会				
		九州公立文化施設協議会			九州公立文化施設協議会				
		鹿児島県公立文化施設連絡協議会							
		日置地区文化協会連絡協議会							
	全国少年自然の家連絡協議会九州地区協議会								
	鹿児島県国公立青少年社会教育施設研究協議会								
	全国少年自然の家連絡協議会								
	鹿児島県キャンプ協会					鹿児島県キャンプ協会	鹿児島県キャンプ協会	鹿児島県キャンプ協会	鹿児島県キャンプ協会
	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	鹿児島県子ども会育成連絡協議会
川薩地区子ども会育成連絡協議会	日置地区子ども会育成連絡協議会	川薩地区子ども会育成連絡協議会	川薩地区子ども会育成連絡協議会	川薩地区子ども会育成連絡協議会	川薩地区子ども会育成連絡協議会	川薩地区子ども会育成連絡協議会	川薩地区子ども会育成連絡協議会	川薩地区子ども会育成連絡協議会	
		薩摩郡PTA連絡協議会	薩摩郡PTA連絡協議会	薩摩郡PTA連絡協議会	薩摩郡PTA連絡協議会	薩摩郡PTA連絡協議会	薩摩郡PTA連絡協議会	薩摩郡PTA連絡協議会	
			日本宇宙少年団						

6 公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村
社会教育関係					小さな親切運動				
保健体育関係	川薩地区体育指導委員協議会	日置地区体育指導委員協議会	川薩地区体育指導委員協議会	川薩地区体育指導委員協議会	川薩地区体育指導委員協議会	川薩地区体育指導委員協議会	川薩地区体育指導委員協議会	川薩地区体育指導委員協議会	川薩地区体育指導委員協議会
	鹿児島県体育指導委員会	鹿児島県体育指導委員会	鹿児島県体育指導委員会	鹿児島県体育指導委員会	鹿児島県体育指導委員会	鹿児島県体育指導委員会	鹿児島県体育指導委員会	鹿児島県体育指導委員会	鹿児島県体育指導委員会
	鹿児島県体育施設協会	鹿児島県体育施設協会	鹿児島県体育施設協会	鹿児島県体育施設協会	鹿児島県体育施設協会	鹿児島県体育施設協会	鹿児島県体育施設協会	鹿児島県体育施設協会	鹿児島県体育施設協会
	川薩地区学校給食研究協議会	日置地区学校給食連絡協議会	川薩地区学校給食研究協議会	川薩地区学校給食研究協議会	川薩地区学校給食研究協議会	川薩地区学校給食研究協議会	川薩地区学校給食研究協議会	川薩地区学校給食研究協議会	川薩地区学校給食研究協議会
	鹿児島県学校給食センター連絡協議会	鹿児島県学校給食センター連絡協議会	鹿児島県学校給食センター連絡協議会	鹿児島県学校給食センター連絡協議会	鹿児島県学校給食センター連絡協議会		鹿児島県学校給食センター連絡協議会	鹿児島県学校給食センター連絡協議会	
		鹿児島県学校栄養士協議会	鹿児島県学校栄養士協議会	鹿児島県学校栄養士協議会	鹿児島県学校栄養士協議会	鹿児島県学校栄養士協議会	鹿児島県学校栄養士協議会	鹿児島県学校栄養士協議会	鹿児島県学校栄養士協議会
	川薩地区学校栄養士協議会	日置地区学校栄養士協議会	川薩地区学校栄養士協議会	川薩地区学校栄養士協議会	北薩地区学校栄養士協議会	川薩地区学校栄養士協議会	川薩地区学校栄養士協議会	川薩地区学校栄養士協議会	川薩地区学校栄養士協議会
	全国ポ－ト場所在市町村協議会								
	川薩地区体育協会連絡協議会	日置地区体育協会連絡協議会	川薩地区体育協会連絡協議会	川薩地区体育協会連絡協議会	川薩地区体育協会連絡協議会	川薩地区体育協会連絡協議会	川薩地区体育協会連絡協議会	川薩地区体育協会連絡協議会	川薩地区体育協会連絡協議会
		鹿児島県B&G地域海洋センター連絡協議会	鹿児島県B & G地域海洋センター連絡協議会					鹿児島県B & G地域海洋センター連絡協議会	
鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会	鹿児島県下一周駅伝日置地区運営委員会	鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会	鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会	鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会	鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会	鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会	鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会	鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会	
水道関係	? 日本水道協会	? 日本水道協会	? 日本水道協会	? 日本水道協会	? 日本水道協会	? 日本水道協会			
	? 日本水道協会九州地方支部	? 日本水道協会九州地方支部	? 日本水道協会九州地方支部	? 日本水道協会九州地方支部	? 日本水道協会九州地方支部	? 日本水道協会九州地方支部			
	? 日本水道協会鹿児島県支部	? 日本水道協会鹿児島県支部	? 日本水道協会鹿児島県支部	? 日本水道協会鹿児島県支部	? 日本水道協会鹿児島県支部	? 日本水道協会鹿児島県支部			
	? 鹿児島県水道協会	? 鹿児島県水道協会	? 鹿児島県水道協会	? 鹿児島県水道協会	? 鹿児島県水道協会	? 鹿児島県水道協会	? 鹿児島県水道協会	? 鹿児島県水道協会	? 鹿児島県水道協会
	北薩水道協議会	北薩水道協議会	北薩水道協議会	北薩水道協議会	北薩水道協議会	北薩水道協議会	北薩水道協議会	北薩水道協議会	北薩水道協議会
	暴力追放公共事業体等川薩地区協議会	暴力追放公共事業体等川薩地区協議会	暴力追放公共事業体等川薩地区協議会	暴力追放公共事業体等川薩地区協議会	暴力追放公共事業体等川薩地区協議会	暴力追放公共事業体等川薩地区協議会	暴力追放公共事業体等川薩地区協議会		
国民健康保険関係	川薩地区国保団体協議会	日置地区国民健康保険事務連絡協議会	川薩地区国保団体協議会	川薩地区国保団体協議会	川薩地区国保団体協議会	川薩地区国保団体協議会	川薩地区国保団体協議会	川薩地区国保団体協議会	川薩地区国保団体協議会
	鹿児島県国民健康保険団体連合会	鹿児島県国民健康保険団体連合会	鹿児島県国民健康保険団体連合会	鹿児島県国民健康保険団体連合会	鹿児島県国民健康保険団体連合会	鹿児島県国民健康保険団体連合会	鹿児島県国民健康保険団体連合会	鹿児島県国民健康保険団体連合会	鹿児島県国民健康保険団体連合会
	九州都市国保研究協議会	九州都市国保研究協議会							
		鹿児島県都市国保協議会							
		南薩地区国民健康保険事務連絡協議会							
	広報共同事業	広報共同事業							
	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金
農業集落排水関係	日本農業集落排水協会			日本農業集落排水協会		日本農業集落排水協会	日本農業集落排水協会		

6 公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村
農業集落排水関係	鹿児島県農業集落排水事業連絡協議会	鹿児島県農業集落排水事業連絡協議会		鹿児島県農業集落排水事業連絡協議会		鹿児島県農業集落排水事業連絡協議会	鹿児島県農業集落排水事業連絡協議会		
工業用水道関係				日本工業用水協会					
介護保険関係	鹿児島県介護保険財政安定化基金	鹿児島県介護保険財政安定化基金	鹿児島県介護保険財政安定化基金	鹿児島県介護保険財政安定化基金	鹿児島県介護保険財政安定化基金	鹿児島県介護保険財政安定化基金	鹿児島県介護保険財政安定化基金	鹿児島県介護保険財政安定化基金	鹿児島県介護保険財政安定化基金
		鹿児島県介護支援専門員協議会							
へき地診療所関係							甌島地区医学研究会	甌島地区医学研究会	甌島地区医学研究会
							日本医師会	日本医師会	日本医師会
							鹿児島県医師会	鹿児島県医師会	鹿児島県医師会
							九州医師会医学会	九州医師会医学会	
							薩摩郡医師連盟	薩摩郡医師連盟	薩摩郡医師連盟
							鹿児島県歯科医師会	鹿児島県歯科医師会	
								歯科衛生士協会	
								鹿児島県保険医協会	
						全国国民健康保険診療施設協議会	全国国民健康保険診療施設協議会	全国国民健康保険診療施設協議会	
						鹿児島県国民健康保険診療施設協議会	鹿児島県国民健康保険診療施設協議会	鹿児島県国民健康保険診療施設協議会	

提案第7号

上・下水道事業の取扱いについて

合併協定項目23-18号「上・下水道事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年7月10日 提出

川西薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

上・下水道事業の取扱いについて	
1	水道事業
(1)	上水道事業・簡易水道事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、会計については、新市に移行後3年以内を目途に、随時調整し、企業債については、現行のまま新市に引き継ぐ。
(2)	水道料金及び検針 上水道と簡易水道の料金については、合併後3年以内の早い時期に統一できるよう調整し、料金体系については、「口径別」とする。 検針については、合併と同時に統一し、委託料、検針人は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年を目途に随時調整する。 メーター使用料については、廃止の方向で調整することとし、業務内容は、現行のまま新市に引き継ぐ。
(3)	加入負担金及び手数料 新規加入負担金の負担金額については、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内を目途に随時調整する。 給水装置工事事業者指定手数料、設計審査手数料、各種証明手数料、督促手数料については、新市移行後、新たに制度等を制定する。 給水装置工事検査手数料は、川内市の例による。 開栓休栓手数料、量水器機能試験手数料、消防演習手数料、工事設計手数料、メーター取り付け及び撤去手数料、無許可給水装置工事検査手数料については、廃止する。
(4)	事業及び財政計画（上水・簡水）については、新市に移行後1年以内を目途に調整し、事業認可の内容、調整及び拡張・整備計画（設計計画）については、現行のまま新市に引き継ぐ。
(5)	船舶給水については、現行のまま新市に引き継ぐ。
(6)	サービスセンター事務（管理）については、新市に移行後1年以内に調整する。
(7)	水道事業運営審査会については、新市に移行後1年以内に調整する。
(8)	工業用水については、現行のまま新市に引き継ぐ。

2 下水道事業

- (1) 下水道使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において料金統一の基本方針を定め、従量制による料金体系を構築する。
- (2) 負担金等事務
 - 負担金額及び取扱いに格差があるため、各市町村の現事業が終了するまで現行どおりとし、新市において新事業の計画と共に調整する。
 - 納付方法については、下水道事業負担金及び農業集落排水事業の負担金額及び納付方法が類似しているため、合併までに統一する方向で調整する。
 - 口座振替については、電算システムの統合と調整しながら平成17年4月から口座振替ができるように調整する。
 - 前納報奨金については、現事業が終了するまでは、現行どおりとし合併後新市で新事業が開始された時点で調整する。
 - 猶予基準・減免基準については、合併までに統一する。
- (3) 下水道整備計画と認可及び財政計画
 - 下水道整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - 下水道事業の計画と認可については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - 事業及び財政計画の事務事業は、現行のまま新市に引き継ぎ、入来町の大馬越地区及び入来中部地区農業集落処理施設維持管理組合は、借入の償還が終了するまで存続させる方向で調整する。

3 温泉事業

- (1) 温泉事業については、新市に移行後、会計、経理を一本化し、新たに制度を制定する。
- (2) 検針及び料金
 - 検針については、樋脇町の例による。
 - 公衆浴場料金については、新市に移行後統一した料金とする。
 - 分湯分については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内を目途に調整する。
 - 賦課徴収については、新市に移行後新たに制度を制定する。
- (3) 量水器については、樋脇町の例による。
- (4) 工事負担金及び検査
 - 工事負担金については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - 工事検査については、新市に移行後新たに制度を制定する。
- (5) 公衆浴場維持管理については、新市に移行後新たに制度を制定する。
- (6) 温泉施設開発については、新市に移行後1年以内に調整する。
- (7) 給湯開始・休止については、新市に移行後1年以内に調整する。
- (8) 温泉審議会については、新市に移行後速やかに調整する。

平成 年 月 日 確認

上・下水道事業の取扱いについて

1. 協定項目の要旨・留意点

上水道及び下水道、温泉に関する事業・制度について検討する。
関連資料については、別紙のとおり。

2. 提案内容の理由

事務事業調整の基本的視点及び方針に沿った内容の調整案とする。

3. 協議（協定）先進事例

<p>篠山市</p> <p>上水道関係</p> <ul style="list-style-type: none">水道事業会計は統一を図り、使用料については、篠山町の例による。水道給水区域については、現行のとおりとする。水道給水にかかる新規加入金等については、西紀町の例によるものとし、臨時給水にかかる費用については、丹南町及び今田町の例による。開発にかかる給水協力金については、合併時に調整する。 <p>下水道関係</p> <ul style="list-style-type: none">下水道使用料については、篠山市の例による。生活排水処理事業にかかる受益者負担については、次のとおり実施するものとする。<ul style="list-style-type: none">都市計画下水道事業負担金については、現行のとおりとする。特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業分担金については、篠山町の例による。生活排水処理事業にかかる加入及び管理等については、次のとおり実施するものとする。<ul style="list-style-type: none">農業集落排水事業新規加入分担金については、現行のとおりとする。農業集落排水管理については、西紀町及び今田町の例による。生活排水処理事業にかかる助成制度については、次のとおり実施するものとする。<ul style="list-style-type: none">水洗便所改造資金助成制度については、西紀町及び今田町の例による。合併処理浄化槽設置整備補助額については、集合処理区域の負担額と設置額を比較積算のうえ合併時に調整する。水洗便所及び排水設備整備資金利子補給制度については、篠山町の例による。下水道事業基金については、合併時の合計額をもって基金を設置する。
<p>東かがわ市</p> <p>上水道関係</p> <ul style="list-style-type: none">水道給水区域については、現行のとおりとする。水道使用料、新規加入金等及びメーター使用料については、合併時に次に掲げる表第1、表第2及び表第3のとおり統一し、検針及び徴収については、毎月実施する。 <p>表省</p> <ul style="list-style-type: none">施設等申込検査手数料は、次の表第4のとおり合併時に統一し、指定給水装置工事事業者登録手数料については、現行のとおりとする。表省略

下水道関係

- ・ 下水道分担金については、白鳥町の例によるものとする。
- ・ 下水道使用料については、合併時に上下水道家庭用の使用料を基準に調整する。
- ・ 合併処理浄化槽設置整備事業については大内町の例により調整する。

高田地域

水道関係の取扱いについては、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市においても引き続き実施する。

- ・ 上水道事業については、吉田町及び甲田町の上水道事業を統合し、新市において新たな公営企業を設置する。
- ・ 簡易水道事業等については、統合し、新市において新たな特別会計を設ける。
- ・ 加入者分担金については、合併後3年間は各町の例により、その後2年間で吉田町の例により調整する。
- ・ 使用料については、当面は現行のとおりとし、新市において経営分析を行い調整する。
- ・ 新市における加入者分担金及び使用料については、事業の別によらず一元的な料金体制とする。
- ・ 飲料水供給施設補助事業については、新市において制度化を図る。

下水道事業の取扱いについては、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市においても引き続き実施する。

- ・ 受益者負担金については、合併後3年間は各町の例により、その後2年間で吉田町の例により調整を図る。
- ・ 使用料については、合併後3年間は各町の例により、その後2年間で吉田町の例により調整を図る。
- ・ 新市における受益者負担金及び使用料については、事業の別によらず一元的な料金体系とする。

周南市

上水道事業

- ・ 料金、料金体系、水道加入金については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

簡易水道事業

- ・ 2市2町には、平成14年度現在20箇所簡易水道施設が設置されており、地理的な条件等により同一事業とすることが困難なことから、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ・ 料金、料金体系、水道加入金については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

川西薩地区法定合併協議事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)				専門部会・分科会名			上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会		
調整方針	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、新市に移行後3年以内を目途に、随時調整する。									
項目	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	鹿島村	
上水道事業会計	川内市水道事業	串木野市水道事業	樋脇町水道事業	入来町水道事業	東郷町水道事業					
(公営企業)				(下記は公営企業適用)						
				市野々簡易水道						
				山之口簡易水道						
				中山簡易水道						
				内之尾簡易水道						
				渡簡易水道						
				神岡簡易水道事業						
				赤仁田簡易水道						
				八重簡易水道						
簡易水道特別会計	土川簡易水道	羽島簡易水道	野下地区簡易水道	長野地区簡易水道	鳥丸地区簡易水道	藪牟田地区簡易水道	里村簡易水道	中甑地区簡易水道	鹿島村簡易水道	
	西方簡易水道	生冠簡易水道	倉野地区簡易水道			砂石地区簡易水道		江石地区簡易水道		
	湯之元簡易水道	荒川簡易水道	田代沢牟田地区簡易水道			下手地区簡易水道		桑之裏地区簡易水道		
	港簡易水道		藤本地区簡易水道			黒木地区簡易水道				
	小倉簡易水道		武田地区簡易水道			上手地区簡易水道				
	高江簡易水道		上手地区簡易水道			中武地区簡易水道				
	水引簡易水道		鍋原地区飲料施設			牟田地区簡易水道				
	木場茶屋簡易水道					枯木野地区簡易水道				
	湯田簡易水道									
一般会計		深田小規模簡易水道								

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名								上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	会計方式については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年を目途に随時調整する。										
項目			川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	鹿島村
予算・決算(上水道・簡易水道)	水道事業収益	14年度予算	1,036,301,000	441,587,000	115,000,000	118,616,000	132,829,000				
		13年度決算	1,076,177,663	432,578,622	115,817,367	115,640,695	121,559,872				
	営業収益	14年度予算	1,019,172,000	432,288,000	112,566,000	107,687,000	92,087,000				
		13年度決算	1,049,675,124	426,271,911	114,484,288	105,977,290	88,222,796				
	営業外収益	14年度予算	17,129,000	9,299,000	2,434,000	10,929,000	40,742,000				
		13年度決算	26,502,539	6,306,711	1,333,079	9,663,405	33,337,076				
	小計	14年度予算	1,036,301,000	441,587,000	115,000,000	118,616,000	132,829,000				
		13年度決算	1,076,177,663	432,578,622	115,817,367	115,640,695	121,559,872				
	水道事業費用	14年度予算	1,000,817,000	421,295,000	115,000,000	116,206,000	125,093,000				
		13年度決算	968,911,054	417,925,055	108,857,929	105,334,180	114,051,683				
	営業費用	14年度予算	749,826,000	341,116,000	92,316,000	89,072,000	107,403,000				
		13年度決算	717,923,166	323,579,941	86,194,104	80,357,536	96,586,646				
	営業外費用	14年度予算	249,991,000	79,879,000	22,036,000	27,084,000	17,490,000				
		13年度決算	250,987,888	94,345,114	22,663,825	24,976,644	17,485,037				
予備費	14年度予算	1,000,000	300,000	648,000	50,000	200,000					
	13年度決算	0	0	0	0	0					
小計	14年度予算	1,000,817,000	421,295,000	115,000,000	116,206,000	125,093,000					
	13年度決算	968,911,054	417,925,055	108,857,929	105,334,180	114,051,683					
水道事業収入	事業収入	公営企業収入・ 使用料手数料	使用料手数料	使用料手数料	水道使用料	事業収入	水道事業収入(水道 使用料・手数料)	使用料及び手数料	水道事業収入 (水道使用料・手 数料)		
	14年度予算	138,042,000	59,198,000	13,222,000	1,880,000	1,012,000	51,269,000	25,344,000	34,720,000	13,992,000	
国庫(県)支出金	13年度決算	145,286,280	59,790,163	13,381,820	2,729,720	1,087,000	55,248,470	25,469,000	33,908,000	15,367,000	
	国		国			国	国		県		
繰入金	14年度予算	25,000,000		108,000,000			5,304,000	82,900,000		7,280,000	
	13年度決算	0		45,200,000			48,000,000	52,970,000		13,460,000	
諸収入	14年度予算	16,896,000	49,506,000	38,128,000	4,178,000	7,820,000	13,000,000		34,147,000	29,226,000	
	13年度決算	7,210,400	30,090,969	28,274,000	5,465,780	9,374,000	16,219,000		63,618,000	27,018,000	
繰越金	14年度予算	4,506,000	2,606,000	2,346,000	123,000	28,000	16,677,000	56,000	13,000	4,000	
	13年度決算	11,235,042	8,352,758	114,168	831,600	765,000	18,762,306	88,000	4,916,000	1,000	
市町村債	14年度予算	10,326,000	0	1,603,000	0	1,000	5,000,000	100,000	800,000	1,000	
	13年度決算	23,419,635	537,273	4,535,406	1,659,221	345,000	4,974,514	849,000	2,603,000	1,000	
収入合計	14年度予算	67,500,000	0	153,800,000	0	0	18,200,000	52,000,000	0	0	
	13年度決算	0	0	70,500,711	0	0	66,300,000	38,400,000	0	4,200,000	
簡易水道事業費	14年度予算	262,270,000	111,310,000	317,099,000	6,181,000	8,861,000	103,450,000	160,400,000	69,680,000	50,503,000	
	13年度決算	187,151,357	98,771,163	162,006,105	10,686,321	11,571,000	209,504,290	117,776,000	105,045,000	60,047,000	
公債費	14年度予算	220,506,000	40,778,000	292,690,000	2,403,000	7,809,000	87,182,000	154,933,000	31,486,000	27,066,000	
	13年度決算	129,507,475	30,749,781	139,111,837	2,956,821	8,655,000	188,123,445	112,489,000	38,572,000	36,662,000	
予備費	14年度予算	40,764,000	70,232,000	24,264,000	4,180,000	952,000	16,267,000	5,367,000	38,104,000	23,399,000	
	13年度決算	41,171,586	68,021,382	18,353,190	4,757,030	952,000	12,205,324	4,532,000	65,686,000	23,386,000	
その他									諸支出金		
	14年度予算	1,000,000	300,000	146,000	1,000	100,000	0	100,000	100,000	10,000	
支出合計	13年度決算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
							基金積立費			災害復旧費	
支出合計	14年度予算						1,000			28,000	
	13年度決算						0			0	
支出合計	14年度予算	262,270,000	111,310,000	317,100,000	6,584,000	8,861,000	103,450,000	160,400,000	69,690,000	50,503,000	
	13年度決算	170,679,061	98,771,163	157,465,027	7,713,851	9,607,000	200,328,769	117,021,000	104,258,000	60,048,000	

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会	
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
項目	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町
企業債の状況(上水・簡水)	(上水道事業) 平成12年度末残高 4,610,953千円 平成13年度借入額 320,100千円 平成13年度償還金 143,072千円 平成13年度償還高累計 1,170,120千円 平成13年度末残高 4,787,980千円 (簡易水道事業) 平成12年度末残高 342,923千円 平成13年度借入額 0千円 平成13年度償還金 19,897千円 平成13年度償還高累計 175,774千円 平成13年度末残高 323,026千円	【上水道事業】 平成12年度末残高 1,974,009千円 平成13年度借入金 2,500,000千円 平成13年度償還金 67,055千円 平成13年度償還高累計 2,304,045千円 平成13年度末償還残高 1,954,955千円 【簡易水道事業】 平成12年度末残高 1,170,482千円 平成13年度借入金 1,280,100千円 平成13年度償還金 28,193千円 平成13年度償還高累計 137,811千円 平成13年度末償還残高 1,142,289千円	(上水道) 平成12年度末残高 537,343千円 平成13年度借入額 0千円 平成13年度償還金 9,983千円 平成13年度償還高累計 61,840千円 平成13年度末残高 537,360千円 (簡易水道) 平成12年度末残高 490,114千円 平成13年度借入額 70,500千円 平成13年度償還金 5,536千円 平成13年度償還高累計 11,522千円 平成13年度末残高 555,078千円	(上水道) 平成12年度末残高 829,171,005円 平成13年度借入額 127,000,000円 平成13年度償還金 19,533,859円 平成13年度償還高累計 152,362,854円 平成13年度末残高 936,637,146円 長野地区簡易水道 平成13年度末償還残高 39,162,746円	(上水道事業) 平成12年度末残高 740,800,000円 平成13年度借入額 26,000,000円 平成13年度償還金 0円 平成13年度償還高累計 0円 平成13年度末残高 766,800,000円 (簡易水道事業) 平成12年度末残高 47,600,000円 平成13年度借入額 0円 平成13年度償還金 0円 平成13年度償還高累計 0円 平成13年度末残高 47,600,000円
	祁答院町	里村	上籠村	鹿島村	
	簡易水道事業 平成12年度末償還残高 153,879千円 平成13年度借入額 66,300千円 平成13年度償還金 7,402千円 平成13年度末償還残高 212,777千円	平成12年度末残高 30,467千円 平成13年度借入額 38,400千円 平成13年度償還額 2,811千円 【借入事業】 簡易水道事業	【簡易水道】 平成12年度末残高 431,818千円 平成13年度借入額 0円 平成13年度償還金 47,316千円 平成13年度償還高累計 47,316千円 平成13年度末残高 479,134千円	平成12年度末残高 226,622千円 平成13年度借入額 4,200千円 平成13年度償還金 23,387千円 平成13年度償還高累計 90,785千円 平成13年度末残高 207,435千円 【借入事業】 簡易水道事業	

川西薩地区法定合併協議事務事業調整内容

協定項目	23-18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)				専門部会・分科会名	上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会
調整方針	上水道・簡易水道料金については、新市に移行後3年以内の早い時期に統一できるよう調整する。 料金体系については、合併時「口径別」に統一する。 検針については、合併と同時に統一し、委託料、検針人は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年を目途に調整する。					
項目	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	
	上水・簡水同一	上水・簡水同一	上水用	上水・簡水同一	上水・簡水同一	
検針	時期 2ヶ月ごと	毎月	毎月	毎月	毎月	
	検針員 10人	16人	2人	13業者	2人	
	委託料 71円	65円	60円	65円	55円	
料金種別	口径別 月額	口径別 月額	用途別 月額	用途別 月額	口径別 月額	
一般用 基本料金	13 600	13 580	一般用 基本料金(10m3含む) 1,550	家庭用 基本料金 820	一般用 基本料金(5m3含む) 13 980	
	20 1,100	20 970	超過料金 11m3 ~ 150	5m3まで 1,120	20 1,160	
	25 1,400	25 1,330	公共用 基本料金(10m3含む) 1,550	従量料金 110	25 1,160	
	40 4,000	40 3,200			30 1,370	
	50 8,100	50 6,100	超過料金 11m3 ~ 150	11~30m3 110	40 1,640	
	75 16,900	75 14,400	営業用 基本料金(10m3含む) 1,770	31~40m3 125	50 2,190	
	100 31,600	100 26,700	超過料金 11m3 ~ 170	41~50m3 135	75 4,100	
	従量料金	1~10m3 60	1~10m3 45	超過料金 11m3 ~ 170	51~60m3 155	100 6,830
		11~20m3 100	11~20m3 85	浴場用 基本料金(100m3含む) 9,900	61~70m3 170	従量料金 6~10m3 140 11m3 ~ 150
		21~30m3 150	21~30m3 115		71~80m3 180	
31m3 ~ 190		31~200m3 150	超過料金 101m3 ~ 160	81~90m3 195		
臨時用 基本料金		一般用と同じ	公衆浴場用 基本料金 一般用と同じ	臨時用 基本料金(10m3含む) 1,870	91~100m3 210	
	101m3 ~ 220					
従量料金	1m3当り 380	1~10m3 45	使用していないメーター使用料 100	101m3 ~ 220		
	私設消火栓 演習用1個1回(5分)について 1,190	11~20m3 85		13 100		
船舶用 基本料金		免除	定期の船舶用 基本料金 580	20 200	臨時用 基本料金 一般用と同じ	
	21~30m3 115			25 200		
従量料金	1m3当り 200	31~50m3 150	30 400	従量料金 5~10m3 210 11m3 ~ 230		
	船舶用 基本料金	51m3 ~ 77	40 400			
従量料金		1m3当り 200	臨時の船舶用 基本料金 なし 0	50 1,000		
	従量料金	1m3当り 200	従量料金 1m3当り 200	75 ~ 1,200		
従量料金		1m3当り 200	消費税別			

川西薩地区法定合併協議事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会
調整方針	上水道・簡易水道料金については、新市に移行後3年以内の早い時期に統一できるよう調整する。 料金体系については、合併時「口径別」に統一する。 検針については、合併と同時に統一し、委託料、検針人は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年を目途に調整する。				
項目	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町
	上水と一緒	上水と一緒	一般用 基本料金(10m3含む) 2,000 超過料金 11m3 ~ 100 公共用 基本料金(10m3含む) 2,000 超過料金 11m3 ~ 90 営農用 基本料金(10m3含む) 2,000 超過料金 11m3 ~ 50		

川西薩地区法定合併協議事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)				専門部会・分科会名	上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会
調整方針	上水道・簡易水道料金については、新市に移行後3年以内の早い時期に統一できるよう調整する。 料金体系については、合併時「口径別」に統一する。 検針については、合併と同時に統一し、委託料、検針人は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年を目途に調整する。					
項目	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村		
検針	簡水のみ	簡水のみ	簡水のみ	簡水のみ		
検針	毎月	毎月	毎月	毎月		
検針	2人	2人	4人	2人		
検針	60円	90円	6,400円/日	職員		
料金種別	用途	用途別	用途別	用途別	月額	
一般用 ・基本料金(5m3含む) ・従量料金 6～10m3 11m3～	720	一般用 ・基本料金(3m3含む) 600 ・超過料金 4m3～ 120	一般用 ・基本料金(3m3含む) 500 ・超過料金 4m3～ 120 官公署用 ・基本料金(5m3含む) 1,100 ・超過料金 6m3～ 120	一般用 ・基本料金(4m3含む) 600 ・超過料金 5～10m3 120 11～20m3 130 21～30m3 140 31m3～ 150 営業用 ・公立学校・役場病院用 ・基本料金(8m3含む) 1,200 ・超過料金 5～10m3 210 11～20m3 220 21～30m3 240 31m3～ 260 臨時用 ・基本料金(8m3含む) 1,500 ・超過料金 9～20m3 280 21～30m3 300 31m3～ 320		
	50	営業用 ・基本料金(7m3含む) 1,400 ・超過料金 8m3～ 140	営業用 ・基本料金(5m3含む) 1,100 ・超過料金 6m3～ 120	臨時用 ・基本料金(8m3含む) 1,500 ・超過料金 9～20m3 280 21～30m3 300 31m3～ 320		
	95	臨時用 ・基本料金(7m3含む) 1,700 ・超過料金 8m3～ 180	臨時用 ・基本料金(8m3含む) 1,500 ・超過料金 9m3～ 170	臨時用 ・基本料金(50m3含む) 3,200 ・超過料金 51m3～ 320		
			メーター使用料 13 80 20 100 30 120 50 200 75～ 400	メーター使用料 13 80 16 100 20 120 25 170 30 200 40 250 50～ 300		

料金試算での比較

条件：一般家庭で、メーター器の口径は 13m/mとした場合

		川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甕村	鹿島村	最高	最低	平均
一般家庭で 月30m3使用 したとき	基本料金	600	580	1,550	1,120	980	720	600	500	600	1,550	500	806
	従量(超過) 料金	3,100	2,450	3,000	2,200	3,700	2,150	3,240	3,240	3,420	3,700	2,150	2,944
	メーター 使用料								80	80			
	計	3,700	3,030	4,550	3,320	4,680	2,870	3,840	3,820	4,100	4,680	2,870	3,768
	消費税及び 地方消費税	185	152	230	170	234	140	190	190	210	(最高 - 最低) 1,810		
	合計	3,885	3,182	4,780	3,490	4,914	3,010	4,030	4,010	4,310	4,914	3,010	3,957
平均値との差 (平均 - 合計)		72	775	823	467	957	947	73	53	353	(最高 - 最低) 1,904		
一般家庭で 月20m3使用 したとき	基本料金	600	580	1,550	1,120	980	720	600	500	600	1,550	500	806
	従量(超過) 料金	1,600	1,300	1,500	1,100	2,200	1,200	1,920	1,920	1,900	2,200	1,100	1,627
	メーター 使用料								80	80			
	計	2,200	1,880	3,050	2,220	3,180	1,920	2,520	2,500	2,580	3,180	1,880	2,450
	消費税及び 地方消費税	110	94	150	110	159	92	130	130	130	(最高 - 最低) 1,300		
	合計	2,310	1,974	3,200	2,330	3,339	2,012	2,650	2,630	2,710	3,339	1,974	2,573
平均値との差 (平均 - 合計)		263	599	627	243	766	561	77	57	137	(最高 - 最低) 1,365		

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上下水道事業)				専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会																																					
調整方針	メーター使用料については、廃止の方向で調整することとし、業務内容については、現行のまま新市に引き継ぐ。																																										
項目	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町																																						
<p>量水器(量水器出庫)</p>	<p>【メーターの設置】 1.給水量は、市のメーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りではない。 2.メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。</p> <p>【メーターの貸与】 1.メーターは、市が、水道の使用者又は給水装置の所有者若しくは管理人に貸与し、保管させる。 2.水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。 3.水道使用者等が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【メーターの設置位置等】 1.メーターの設置位置は、次のとおりとする。 (1)敷地の正面入口又は建物の玄関付近 (2)点検及び取替作業が容易に行うことができる場所 (3)乾燥していて、汚水が入りにくい場所 (4)衛生的で損傷のおそれがない場所 2.メーターは、水平に設置しなければならない。</p>	<p>【量水器の設置】 給水量は、量水器(メーター)により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 量水器は、給水装置に設置し、その位置(検針に便利な場所)管理者が定める。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 メーターの位置が管理上不適当となったときは、管理者は所有者又は使用者の負担においてこれを変更させることができる。 (1)原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内 (2)原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置 (3)点検及び取替作業を容易に行うことができる場所 (4)衛生的で損傷のおそれのない場所 (5)水平に設置することができる場所</p> <p>【量水器の貸与】 メーターは、管理者が設置し、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者に保管させる。ただし、次のいずれかに該当するときは、これを水道使用者等に設置させることができる。 ・使用予定水量に比し、著しく大きな口径のメーターを必要とするとき ・1使用場所で2個以上のメーターを必要とするとき ・その他管理者が必要があると認めるとき 保管者は、善良な管理上の注意をもってメーターを管理しなければならない。保管者が、管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合はその損害額を弁償しなければならない。</p> <p>給水装置の新設の申し込みがあり、加入金の納入が確認できた時点でメーターを貸与する。</p>	<p>量水器の設置】 給水量は、町の量水器(メーター)により計量する。 量水器は、給水装置に設置し、その位置(検針に便利な場所)は町長が定める。</p> <p>【メーターの貸与】 メーターは、町が設置してこれを使用者に貸与する。 保管者は、メーターについて善良な管理しなければならない。 保管者が前項の管理義務を怠ったためメーターを亡失又はき損したときは、町長の定める損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【量水器使用料】 町が貸与する量水器の使用料は1ヶ月について次のとおりとし 水道料金とともに使用者から徴収する。ただし、休止の場合は量水器使用料だけ徴収する。</p> <p>【料金の減免】 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例により納付しなければならない料金及び使用料の徴収を猶予又は減免することができる。</p> <p>【使用料・手数料】 量水器使用料</p> <table border="1" data-bbox="1008 941 1321 1093"> <tr><td>量水器</td><td>13mm</td><td>100円</td></tr> <tr><td>量水器</td><td>20mm</td><td>200円</td></tr> <tr><td>量水器</td><td>25mm</td><td>200円</td></tr> <tr><td>量水器</td><td>30mm</td><td>400円</td></tr> <tr><td>量水器</td><td>40mm</td><td>400円</td></tr> <tr><td>量水器</td><td>50mm</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>量水器</td><td>75mm</td><td>1,200円</td></tr> </table> <p>(消費税別途必要)</p>	量水器	13mm	100円	量水器	20mm	200円	量水器	25mm	200円	量水器	30mm	400円	量水器	40mm	400円	量水器	50mm	1,000円	量水器	75mm	1,200円	<p>【量水器の貸与】 量水器は町が設置して、給水装置の所有者又は使用者に保管させる。 保管者は、善良な注意をもって量水器を保管しなければならない。 保管者が管理義務を行ったため量水器を亡失又は毀損した場合は、その定額を弁償しなければならない。</p> <p>【量水器使用料】 なし</p> <p>【料金等の減免】 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減免することができる。</p> <p>月の途中において量水器の使用を開始、中止又は廃止したときの使用料は、使用日数が16日以上の場合は、1ヶ月分 使用日数が15日未満の場合は、半月分</p>	<p>(水道メーターの設置) 第21条 給水量は、管理者のメーターにより計量する。ただし、管理者が、その必要が無いと認めるときは、この限りでない。 2 管理者は、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置にメーターを設置することができる。 3 メーターは給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。 4 メーターの位置が管理上不適当となったときは、管理者は所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。 (メーターの貸与) 第22条 メーターは管理者が設置して、水道の使用者又は管理者若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。 3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又は、き損した場合はその損害額を弁償しなければならない。</p> <p>水道メーターの出庫については、メーター出入庫簿で管理している。</p> <p>メーター器の出庫個数(貸与数)</p> <table border="1" data-bbox="1736 861 2150 1053"> <tr><td colspan="2">平成14年3月末日現在</td></tr> <tr><td>13mm</td><td>2,373個</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>75個</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>13個</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>9個</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>14個</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>9個</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,493個</td></tr> </table> <p>メーターは無償貸与。</p>		平成14年3月末日現在		13mm	2,373個	20mm	75個	25mm	13個	30mm	9個	40mm	14個	50mm	9個	合計	2,493個
量水器	13mm	100円																																									
量水器	20mm	200円																																									
量水器	25mm	200円																																									
量水器	30mm	400円																																									
量水器	40mm	400円																																									
量水器	50mm	1,000円																																									
量水器	75mm	1,200円																																									
平成14年3月末日現在																																											
13mm	2,373個																																										
20mm	75個																																										
25mm	13個																																										
30mm	9個																																										
40mm	14個																																										
50mm	9個																																										
合計	2,493個																																										

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会	
調整方針	メーター使用料については、廃止の方向で調整することとし、業務内容については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
量水器 (量水器 出庫)	<p>【量水器の設置】 給水量は量水器（メーター）により計量する。ただし、町長がその必要がないと認めるときはこの限りではない。量水器は給水装置に設置し、その位置（検針に便利な場所）は町長が定める。</p> <p>【量水器の貸与】 量水器は、使用者又は管理人もしくは給水装置の所有者に保管させる。ただし、下記のいずれかに該当する場合、これを水道使用者等に設置させることができる。 使用予定数量に比し、著しく大きな口径のメーターを必要とするとき 1 使用場所で2個以上のメーターを必要とするとき 保管者は善良な注意を持って量水器を管理しなければならない。 保管者が管理業務を怠ったため量水器を亡失又は棄損した場合、その損害額を弁償しなければならない。</p>	<p>【水道メーターの設置】 給水量は、水道メーターにより計量する。ただし、村長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 メーターは、給水装置に設置し、その位置は村長が定める。</p> <p>【メーターの貸与】 メーターは、村長が設置して水道の使用者又は、管理人若しくは、給水装置の所有者に保管させる。 メーターの保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。 保管者が管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合、その損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【メーターの使用料】 なし</p>	<p>【水道メーターの設置】 給水量は、水道メーターにより計量する。ただし、村長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 メーターは、給水装置に設置し、その位置は村長が定める。</p> <p>【メーターの貸与】 メーターは、村長が設置して水道の使用者又は、管理人若しくは、給水装置の所有者に保管させる。 メーターの保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。 保管者が管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合、その損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【メーターの使用料】 13mm以下 80円 20mm以下 100円 30mm以下 120円 50mm以下 200円 75mm以下 400円</p>	<p>【量水器の設置】 給水量は、村の水道メーターにより計量する。ただし、村長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 ・メーターは、給水装置に設置し、その位置は村長が定める。 ・メーターの位置が管理上不適当となつたときは、村長は所有者の負担において、これを変更改善させる。</p> <p>【メーターの貸与】 メーターは、有料で使用者又は管理人若しくは所有者に貸与保管させる。 保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。 管理者が管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【メーター使用料】 村が貸与するメーターの使用料は1ヶ月について次のとおりとし、水道料金とともに使用者又は管理人もしくは所有者から徴収する。</p> <p>【料金等の減免】 村長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減、免除分納、または延納することができる。</p> <p>[使用料・手数料] メーター使用料 13mm 一個1カ月につき 80円 16mm " " 100円 20mm " " 120円 25mm " " 170円 30mm " " 200円 40mm " " 250円 50mm以上 " " 300円</p>	
	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村	

川西薩地区法定合併協議事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)				専門部会・分科会名			上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会		
調整方針	新規加入負担金の事務処理については、現行のまま新市に引き継ぎ、負担金の金額については、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内を目途に随時調整する。 給水装置工事業業者指定手数料、設計審査手数料、各種証明手数料、督促手数料については、新市移行後、新たに制度等を制定し、工事検査手数料は川内市の例により調整し、開栓 休栓手数料、量水器機能試験手数料、消防演習手数料、工事設計手数料、メーター取り付け及び撤去手数料、無許可給水装置工事検査手数料は、廃止の方向で調整する。									
項目		川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甕村	鹿島村
新規加入負担金	e60	負担金 下段は簡易水道 13mm 80,000円 130,000円 20mm 200,000円 299,000円 25mm 330,000円 481,000円 40mm 1,100,000円 1,430,000円 50mm 2,200,000円 2,470,000円 75mm 5,000,000円 6,500,000円 100mm 9,600,000円	負担金 下段は簡易水道 13mm 27,600円 20mm 73,000円 25mm 117,000円 40mm 367,400円 50mm 664,000円 75mm以上 1,615,900円	負担金 無し	負担金 無し	負担金 下段は簡易水道 13mm 30,000円 20mm 60,000円 25mm 90,000円 30mm 110,000円 40mm 120,000円 50mm 200,000円 75mm 300,000円 100mm 500,000円	負担金 13mm 30,000円 20mm以上 40,000円	負担金 無し	負担金 無し	負担金 無し
給水装置工事業業者指定手数料	e70	1 件 11,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円
設計審査手数料	e70	20mm以下 2,800円 25mm以上40mm以下 3,600円 50mm以上 4,300円 撤去 700円	(工事検査・新設・全面改 造) 13mm ~ 20mm 8,000円 25mm 10,000円 40mm ~ 50mm 14,000円 75mm ~ 100mm 20,000円 150mm 30,000円 (その他の工事) 13mm ~ 20mm 4,000円 25mm 5,000円 40mm ~ 50mm 7,000円 75mm ~ 100mm 10,000円 150mm 30,000円	20mm以下 2,300円 25mm以上 3,000円 新設・改修・修繕 1,000円		13mm ~ 20mm 2,800円 25mm ~ 40mm 3,500円 50mm以上 4,200円 撤去 700円	一律 5,000円	一律 2,000円	一律 2,000円	一律 2,000円
給水装置工事検査手数料	e70	20mm以下 4,300円 25mm以上40mm以下 5,000円 50mm以上 5,700円 撤去 700円	13mm ~ 20mm 4,000円 25mm 5,000円 40mm ~ 50mm 7,000円 75mm ~ 100mm 10,000円 150mm 30,000円	竣工検査手数料 20mm以下 4,600円 25mm以上 5,400円 新設・改修・修繕 1,000円	竣工検査手数料 13mm ~ 20mm 4,200円 25mm ~ 40mm 4,900円 50mm以上 5,600円	13mm ~ 20mm 4,200円 25mm ~ 40mm 4,900円 50mm以上 5,600円 撤去 700円	設計審査及び工事検査 含む	一律 2,000円	一律 2,000円	一律 2,000円
給水装置工事設計・無許可 給水装置工事検査手数料	e70		13mm 4,000円 20mm 4,000円 25mm 5,000円 40mm 7,000円 50mm 7,000円 75mm 10,000円 100mm 10,000円 150mm 30,000円					給水装置工事設計 2,000円	無許可給水装置工事検査 2,000円 給水装置工事設計 2,000円	無し

川西薩地区法定合併協議事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)				専門部会・分科会名			上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会		
調整方針	新規加入負担金の事務処理については、現行のまま新市に引き継ぎ、負担金の金額については、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内を目途に随時調整する。 給水装置工事事業者指定手数料、設計審査手数料、各種証明手数料、督促手数料については、新市移行後、新たに制度等を制定し、工事検査手数料は川内市の例により調整し、開栓 休栓手数料、量水器機能試験手数料、消防演習手数料、工事設計手数料、メーター取り付け及び撤去手数料、無許可給水装置工事検査手数料は、廃止の方向で調整する。									
項目		川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甕村	鹿島村
各種証明手数料	e70	200円	100円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円
(開栓・休栓)手数料	e70		300円		200円	200円		200円	200円	200円
督促手数料	e70			100円						
量水器機能試験手数料	e70				13mm 150円 20mm 200円 25mm～30mm 250円 40mm 300円 50mm 350円 75mm 500円			20mm以下 200円 25mm以下 300円	20mm以下 200円 25mm以下 300円	100円 100円
消防演習手数料	e70		700円							
工事設計手数料	e70				工事設計手数料 工事費 5,000円未満 100円 10,000円未満 150円 50,000円未満 300円 50,000円以上 600円					
メーター取り付け及び撤去 手数料	e70						撤去に係るもの 700円 (設計審査及び工事検査) メーター取り付け及び撤去 手数料 1,000円			

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会、水道工務管理分科会	
調整方針	事業及び財政計画(上水・簡水)については、新市に移行後1年以内を目途に調整する。 拡張・整備計画(設計計画)については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
項目	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町
事業及び財政計画 (上水道)	<p>【内容】 建設改良等の事業計画に基づく財政計画の策定</p> <p>【期間】 中～長期</p> <p>【策定期間】 基本的には予算・決算時</p> <p>【事業計画】 H15 浄水場集中監視システム H16～各水源池遠方監視システム整備</p>	<p>・水道事業は、公営企業会計により経営している。</p> <p>・健全な経営をする為に、経営・財政分析が不可欠であるが、市町村合併による新たな経営・財政計画が必要である。</p> <p>【事業名】 ・第5次変更拡張事業</p> <p>【事業期間】 ・平成13～19年度</p>	<p>・水道事業は、公営企業会計により経営している。</p> <p>・水道の安定供給に資するため、第3次樋脇町総合振興計画を策定している。(平成15年度～平成25年度)</p> <p>・健全な経営をする為に、経営・財政分析が不可欠であるが町合併による新たな経営・財政計画が必要である。</p>	<p>水道事業は、特別会計により経営する。</p>	<p>水道事業は、企業会計により経営している。</p> <p>健全な経営をするために、経営・財政分析が不可欠であるが町合併による新たな経営・財政計画の必要がある。</p> <p>(事業名) 第一次拡張整備事業 (事業期間) 平成10年～23年</p>
	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会、水道工務管理分科会	
調整方針	事業及び財政計画(上水・簡水)については、新市に移行後1年以内を目途に調整する。 拡張・整備計画(設計計画)については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
項目	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町
事業及び財政計画(簡易水道)	【内容】 建設改良等の事業計画に基づく財政計画の策定 【期間】 中～長期 【策定期期】 基本的には予算・決算時 【事業計画】 H14～16 西方簡水生活基盤近代化事業 H15 高江簡水生活基盤近代化事業	・簡易水道事業は、特別会計により経営している。 ・健全な経営をする為に、経営・財政分析が不可欠であるが、市町村合併による新たな経営・財政計画が必要である。 【事業名】 ・羽島簡易水道事業 ・荒川簡易水道事業 ・生冠簡易水道事業 ・深田小規模簡易水道事業(飲料水供給事業) 【事業期間】 ・それぞれ単年度予算の継続事業	水道の安定供給及び維持管理等の経営財政分析を行い、振興計画を策定して、上水道との統合を図る必要がある。	長野地区簡易水道事業のみ特別会計の簡易水道である。 事業開始年月日 平成5年4月1日	簡易水道事業は鳥丸地区簡易水道事業のみで特別会計で経営している。 健全な運営をするためには、経営・財政分析が不可欠であるが町合併による新たな経営・財政計画が必要である。
	祁答院町	里村	上甕村	鹿島村	
	事業計画 平成13年度から平成14年度にかけて、下手地区簡易水道事業・下手地区の未普及地域解消事業を実施中であり、続いて蘭牟田地区簡易水道事業・蘭牟田地区の水道未普及地域解消事業を実施予定である。また、当事業の実施にあわせ中央監視システムを導入していく。今後の事業計画については、老朽管および機械設備の更新があげられる。 蘭牟田地区概要 事業期間 平成15年度～平成16年度 事業名 水道未普及地域解消事業 地区名 蘭牟田地区 事業費 120,000千円 補助率 40% 拡張地域給水人口 50名	・水道事業は、特別会計により経営している。 ・健全な経営をする為に、経営、財政分析が不可欠であるが市町村合併による新たな経営、財政計画が必要である。 ・平成13年度から平成17年度までの5カ年で老朽管等の更新を基幹改良事業(国庫)及び特定離島ふるさとおこし推進事業(県単)により実施中である。 ・集中管理システムの整備を平成18年度以降に計画している。	・簡易水道事業は、特別会計により経営している。 【事業計画】 平成15年度 中甕地区簡易水道変更認可 平成16年度 中甕地区簡易水道 浄水場整備 平成17年度 中甕地区簡易水道 浄水場整備 平成18年度 桑之浦地区簡易水道 浄水場整備 随時 各簡易水道のポンプ類は、年2から3台交換	簡易水道事業は、特別会計により経営している。 平成13年度一般会計からの繰入金金は27,018千円で、依然として繰入金に依存する財政状況である。 健全な経営をするために、生産コストの削減、及び料金改定等、財政分析が不可欠であるが市町村合併による新たな経営、財政計画が必要である。 【事業計画】 事業名 事業実施期間 ポンプ設備・制御盤改修 ……平成15年度 送水管敷設替 150mm L=140mm ……平成16年度 配水管敷設替 150mm L=200mm ……平成17年度 ウォータースクリーン取水設備 ……平成18年度 殺菌水生成装置取付 ……平成19年度 中継槽移設工事 ……平成20～21年度 導水管敷設替 150mm L=1,100mm ……平成20～21年度	

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会、水道工務管理分科会	
調整方針	事業及び財政計画(上水・簡水)については、新市に移行後1年以内を目途に調整する。 拡張・整備計画(設計計画)については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
項目	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町
拡張・整備計画(設計関係)	<p>【事務内容】 水道未普及地域解消のための区域拡張等により整備する 既区域内での特定の給水区域について、需要増大に伴い水源確保や配水池等の施設整備等をする。 耐用年数が経過した施設について、計画的に更新整備を図る。</p> <p>(上水道普及率：成13年度末95.2%)</p>	<p>市内全域に公共水道が布設され、今後は基幹施設の改良及び配水管等の整備を行う。</p>	<p>拡張については、平成11年度に事業完了し、整備計画については町総合振興計画によって実施する。</p>	<p>【整備計画について】 毎年、石綿管更新事業を行う予定です。</p>	<p>上水道 【事業名】 第一次拡張整備事業</p> <p>【事業期間】 平成10年～23年 1,011,087千円</p>
	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村	
	<p>【概要】 簡易水道、飲料水供給施設の現況(平成14年3月末) 黒木地区簡易水道 計画給水人口 1,350人 現在給水人口 920人 上手地区簡易水道 計画給水人口 1,300人 現在給水人口 915人 下手地区簡易水道 計画給水人口 1,420人 現在給水人口 1,320人 蘭牟田地区簡易水道 計画給水人口 1,650人 現在給水人口 830人 砂石地区簡易水道 計画給水人口 570人 現在給水人口 411人 中武地区飲料水供給施設 計画給水人口 95人 現在給水人口 61人 牟田地区飲料水供給施設 計画給水人口 65人 現在給水人口 28人 枯木野地区飲料水供給施設 計画給水人口 65人 現在給水人口 51人</p> <p>【整備計画】 平成15～16年度にかけて、蘭牟田地区簡易水道の千貫地区の水道未普及地域解消事業(区域拡張)を計画</p> <p>概要 区域拡張人口 50人 事業費 全体事業費 120,000千円 平成15年度 90,000千円 平成16年度 30,000千円 国庫補助率 4/10 事業変更認可申請 上記区域拡張に伴う事業変更認可の申請は、平成14年度手続中</p>	<p>現在、基幹改良事業を実施中、設計はすべて業者発注</p>	<p>【整備計画】 平成15年度 漁業集落環境整備事業 浄水場整備及び配水管路整備 平成16年度 中甌浄水場 浄水施設整備 平成17年度 中甌浄水場 浄水施設整備 平成18年度 桑之浦浄水場 浄水場整備及び配水管路整備</p>		

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)				専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道工務管理分科会
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。					
項目	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	
事業認可の内容、調整	<p>(上水道) 水道法第10条の規程に基づき、平成10年10月16日付けで川内市上水道第4次拡張事業変更認可を受け事業を実施中。</p> <p>計画給水人口 68,600 人 現在給水人口 59,834 人 (H13年度末現在) 計画給水量 一人一日最大給水量 407 ㍓/人・日 一日最大給水量 27,890 m³/日 一人一日平均給水量 325 ㍓/人・日 一日平均給水量 22,310 m³/日 実施機関 平成10年度～平成14年度 (ただし管路施設は成13年度終了)</p> <p>(簡易水道) 計画給水人口 現在給水人口 土川 200人 114人 西方 870人 565人 湯之元 200人 86人 小倉 400人 325人 高江 1,900人 1,755人 久見崎・寄田 3,150人 1,633人 水引 2,800人 1,770人 木場茶屋 600人 434人 湯田 1,100人 588人 計 11,220人 7,270人</p>	<p>水道法第10条の規定に基づき、平成13年3月28日付けで串木野市上水道第5次拡張変更事業認可を受け、事業を実施中。</p> <p>計画給水人口 30,000人 計画一日最大給水量 18,500m³/日</p> <p>水源を1箇所廃止し、2箇所を追加 浄水方法をオゾン処理と粉末活性炭処理の追加</p>	<p>(上水道) 水道法第10条の規定に基づき、昭和44年3月31日付けで樋脇町上水道事業認可を受け、事業完了。</p> <p>計画給水人口 7,060人 計画給水量 一人一日最大給水量 522L/人・日 一日最大給水量 3,686m³/日 一人一日平均給水量 365L/人・日 一日平均給水量 2,580m³/日 実施期間 平成11年度～平成13年度</p> <p>(簡易水道) 水道法第10条の規定に基づき、平成13年1月26日付けで事業認可を受け、事業を実施中。</p> <p>計画給水人口 2,147人 計画給水量 一人一日最大給水量 352L/人・日 一日最大給水量 316m³/日 一人一日平均給水量 144L/人・日 一日平均給水量 166m³/日 実施期間 平成13年度～平成15年度</p>	<p>(上水道) 昭和62年7月14日付けで入来町上水道第4次拡張事業認可を受け、事業完了。 計画給水人口 6,900人 計画給水量 一人一日最大給水量 493㍓/人・日 一日最大給水量 3,400m³/日 一人一日平均給水量 400㍓/人・日 一日平均給水量 2,760m³/日</p>	<p>水道法第10条の規程に基づき、平成10年2月24日付けで東郷町上水道事業第1次拡張事業変更認可を受け、事業を実施中。</p> <p>計画給水人口 5,880人 現在給水人口 5,639人 (H14,3末現在) 計画給水量 ・一人一日最大給水量 510㍓/人・日 ・一日最大給水量 3,000立法㍓/日 ・一人一日平均給水量 343㍓/人・日 ・一日平均給水量 2,016立法㍓/日</p> <p>未給水人口 92人(本管なし) (H14,3末現在) 90人(水圧不足)</p> <p>実施期間 平成10年度から平成23年度 事業認可の内容、調整(予算関係)については、事業進捗状況を把握しながら、工事の実施年度等について財源的な面から随時、見直し検討していく。</p>	
		<p>祁答院町</p> <p>該当なし</p>	<p>里村</p> <p>水道法第10条第1項の規定に基づき平成12年2月23日付けで里村簡易水道事業における変更認可を受け事業を実施中。 里村簡易水道事業 ・計画給水人口 1,570人(現在1,483人) ・一日最大給水量 923m³ ・村内全体普及率 100%</p>	<p>上甌村</p> <p>該当なし</p>	<p>鹿島村</p> <p>該当なし</p>	

区分	計画事業名	事業内容	総事業費	財 源				年 度 別 事 業 費										
				国庫補助金	その他	企業債	一般財源	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
上水道事業合計			5,216,410	0	182,890	1,997,700	3,375,311	736,120	745,020	968,110	869,124	933,800	393,980	230,089	94,300	95,400	92,367	58,100
川内市	上水道老朽管布設替	配水管布設替	978,300				978,300	178,300	200,000	200,000	200,000	200,000						
川内市	上水道一般改良事業	配水管布設	82,000				82,000	30,000	13,000	13,000	13,000	13,000						
川内市	上水道負担金工事	配水管布設替	332,000		182,890		149,110	103,000	64,000	69,000	45,000	51,000						
川内市	上水道浄水場整備事業	集中監視設備	95,500				95,500	95,500										
川内市	"	遠方監視設備	239,500				239,500		80,000	80,000	79,500							
川内市	"	汚泥処理施設	300,000				300,000			100,000	200,000							
川内市上水道事業計			2,027,300	0	182,890	0	1,844,410	406,800	357,000	462,000	537,500	264,000	0	0	0	0	0	0
串木野市	上水道第5次拡張事業	基幹改良	1,208,300	0	0	970,000	238,300	220,000	234,600	304,500	119,900	329,300						
串木野市	配水管布設	新 設	110,000				226,900	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
串木野市	配水管布設替	更 新	180,000				348,167	10,000	10,000	10,000	10,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
串木野市	麓地区区画整理	改 良	155,000				209,424	5,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
串木野市上水道事業計			1,653,300	0	0	970,000	1,022,791	245,000	269,600	339,500	154,900	374,300	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
樋脇町	上水道一般改良事業	配水管布設	226,900				226,900	29,800	29,700	31,300	23,300	18,300	16,500	14,000	16,300	15,800	18,800	13,100
入来町	老朽管更新事業	配水管布設	348,167			101,700	246,467	12,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	33,000	34,600	28,567	
東郷町	石綿セメント管布設替	ACP 200,250 DCIP 250ほか L=5,973m	209,424			209,000	424	30,200	38,700	25,900	89,924	24,700						
東郷町	減圧弁設置工事		4,400				4,400	4,400										
東郷町	山田配水池場内整備工事	フェンス, 廻り配管	4,500				4,500	4,500										
東郷町	山田配水管布設替工事	SGP 125 DCIP 75 L=80m	3,420			2,800	620	3,420										
東郷町	山田配水池整備工事	配水池増設V=96m3	12,400			12,400	0				12,400							
東郷町	配水管布設替工事	VP 150 DCIP 200ほか L=4,349m	192,415			191,385	1,030		10,020	69,410	11,100	58,985	42,900					
東郷町	山田中継ポンプ場及び送水管布設工事	VP 75 DCIP 100 L=1,400m	32,739			32,150	589							32,739				
東郷町	石堂中継ポンプ場整備工事	送水施設, 送水連絡管布設 L=2,067m	153,515			153,315	200					153,515						
東郷町	石堂配水池及び配水管・廻り配管工事	V=270m3×2, DCIP 200 L=200m, RRVP 150 L=1,730m, RRVP 75 L=130m	199,580			199,100	480						199,580					
東郷町	石堂配水管布設替工事	DCIP 200 L=1,850m	75,850			75,850	0							75,850				
東郷町	中津俣浄水場急速ろ過機設置工事	処理能力Q=1,100m3/日	50,000			50,000	0						50,000					
東郷町	笹野水源池発電機設置工事		22,500				22,500							22,500				
東郷町上水道事業計			960,743	0	0	926,000	34,743	42,520	48,720	95,310	113,424	237,200	292,480	131,089	0	0	0	0

区分	計画事業名	事業内容	総事業費	財 源				年 度 別 事 業 費											
				国庫補助金	その他	企業債	一般財源	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
簡易水道事業合計			1,885,667	496,415	221,925	551,100	616,227	553,524	356,950	246,433	206,400	350,860	13,500	1,000	51,000	1,000	1,000	1,000	
川内市	簡易水道生活基盤近代化事業(基幹改良)	送配水管布設替	235,000	66,665		152,100	16,235	66,000	66,000	103,000									
川内市	簡易水道生活基盤近代化事業(増補改良)	水源地等の整備	48,100	11,500		32,800	3,800	48,100											
川内市	簡易水道老朽管布設替	配水管布設替	101,710				101,710	18,000	20,250	20,700	20,400	22,360							
川内市	簡易水道補償工事	配水管布設替	51,600		22,920		28,680	11,600	10,000	10,000	10,000	10,000							
川内市	簡易水道遠方監視設備工事	遠方監視設備	310,000				310,000				160,000	150,000							
川内市簡易水道計			746,410	78,165	22,920	184,900	460,425	143,700	96,250	30,700	190,400	182,360							
串木野市	羽島簡水送水管布設替	基幹改良	13,800				13,800	1,800	3,000	3,000	3,000	3,000							
串木野市	農免道配水管布設	新 設	10,000				10,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000							
串木野市	簡水配水管布設	新 設	11,000				11,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
串木野市簡易水道計			34,800	0	0	0	34,800	4,800	6,000	6,000	6,000	6,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
樋脇町	簡易水道事業	配水管布設	158,400	60,000	7,200	91,200		158,400											
祁答院	未普及解消	区域拡張	120,000	48,000	0	72,000	0	90,000	30,000										
里村	基幹改良事業	老朽管布設替	310,300	155,150		155,100	50	100,000	104,900	105,400									
里村	特定離島	老朽管布設替	139,757		111,805	27,900	52	48,624	43,800	47,333									
里村	特定離島	集中管理システム	100,000		80,000	20,000						100,000							
里村簡易水道計			550,057	155,150	191,805	203,000	102	148,624	148,700	152,733	0	100,000	0	0	0	0	0	0	
上甌村	中甌浄水場 簡水施設整備	前処理施設1基	119,000	59,500			59,500		70,000	49,000									
上甌村	桑之浦浄水場 簡水施設整備	前処理施設1基	50,000	25,000			25,000					50,000							
上甌村	江石浄水場 簡水施設整備	前処理施設1基	50,000	25,000			25,000								50,000				
上甌村簡易水道計			219,000	109,500	0	0	109,500	0	70,000	49,000	0	50,000	0	0	50,000	0	0	0	
鹿島村	一般改良事業	送水ポンプ設備	8,000	6,400			1,600	8,000											
"	"	送水管敷設替	6,000	4,800			1,200		6,000										
"	"	配水管敷設替	8,000	6,400			1,600			8,000									
"	"	水源地改修	10,000	8,000			2,000				10,000								
"	"	導水管敷設替	25,000	20,000			5,000					12,500	12,500						
鹿島村簡易水道計			57,000	45,600	0	0	11,400	8,000	6,000	8,000	10,000	12,500	12,500	0	0	0	0	0	

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23-18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)				専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会																				
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。																									
項目	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町																					
船舶給水	<p>【概要】 船舶に対し給水する場合において、当該水道の使用のうち、船舶給水を業として行おうとする者は、市長に申請し、船舶給水のその許可を受けなければならない。</p> <p>(有効期間) 5年。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(保証金) 許可日から15日以内に、保証金として15万円を納入しなければならない。</p> <p>(料金)</p> <table border="1"> <tr> <td>基本料金</td> <td>13mm</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20mm</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25mm</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40mm</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50mm</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>75mm</td> <td>16,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100mm</td> <td>31,600円</td> </tr> </table> <p>(ただし基本料金は免除している)</p> <p>従量料金 1立法メートルについて200円</p> <p>【業務の実施】 九州流通株式会社が業務をしている。給水を受けようとする者は九州流通株式会社に申込み。九州流通株式会社が給水を行い申込者に請求する。水道局は、定例の計量を行い1立法メートルについて200円を九州流通株式会社に請求する。</p> <p>【船舶給水用メーター設置数】 川内港周辺に8箇所 (口径75mm－7件, 50mm－1件)</p>	基本料金	13mm	600円		20mm	1,100円		25mm	1,400円		40mm	4,000円		50mm	8,100円		75mm	16,900円		100mm	31,600円	<p>【事務の流れ：臨時の給水】 基本的には2・3日前までに、船舶給水申込書にて申し込みを受け付ける。申込書には、給水希望日・給水場所・船舶名・会社名・希望給水量・船舶会社所在地を記入する。 (通常は、FAXにて申込書を送信していただくが、特別な事情がある場合は、電話での受付も可としている。その際は、前述の内容を確認し、申請書に職員が転記する。) 申し込みを受け、業務委託者と連絡を取り、日程等の確認をし給水日と時間を決定し、申込者に連絡する。委託者が諸事情により給水を実施できない場合は、上水道係と普及業務係で対応する。 委託者は、により決められた日程により給水を実施する。給水後、その水量により料金を算出徴収し、その際預り証をお客様に渡す。 委託者は、業務終了後速やかに上下水道課に給水実施報告書を提出し、預かっていた料金を納入する。普及業務係は、実施報告書と料金に誤りがないかを確認し、領収証をお客様に送付する。 料金 1立法メートル当り 200円(別途消費税) 給水場所 現在、漁港外港・新港(-10m岸壁)の2箇所</p> <p>【定期的な船舶給水】 定期的に船舶給水を行うものは、決められた給水口から自ら給水を実施する。料金は、メーター検針により算出。 基本料金は、口径13m/mの額とし、従量料金は一般・業務用と同じとする。料金の徴収も一般家庭等と同じ。</p>	該当なし	該当なし	該当なし
基本料金	13mm	600円																								
	20mm	1,100円																								
	25mm	1,400円																								
	40mm	4,000円																								
	50mm	8,100円																								
	75mm	16,900円																								
	100mm	31,600円																								
	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村																						
該当なし		<p>【事務内容】 ・申請受付については、電話等で随時受付している。 ・料金の賦課徴収については、給水終了後、計算して徴収する。</p> <p>【給水場所】 里港1箇所、西港1箇所</p> <p>【給水料金】 一般給水の基本料金(3m³)600円に超過分(3m³を超える1m³につき)120円とする。</p>	<p>【船舶給水】 船舶給水だけを対象とした条例の設置はないため、一般の水道料金を使用する。</p> <p>【給水場所】 中甌漁港 13mm1箇所 20mm1箇所 平良漁港 40mm1箇所</p>	該当なし																						

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	新市に移行後速やかに調整する。				
項目	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町
サービスセンター事務 (管理)	<p>年度当初、2業者とサービスセンター業務の契約を締結し、毎月の報告により契約書に基づいた委託料を支払っている。</p> <p>【業務内容】 (1) 川内市水道事業給水条例(昭和44年川内市条例第19号)第2条に規定する給水装置及び配水管等の緊急を要する補修等 (2) 水道メーターの開栓 (3) 水道メーターの取替 (4) 天日乾燥床の清掃 (5) 前各号に掲げるもののほか管理者が別に定める業務 (サービスセンター指定の要件)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>
	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村	

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	新市に移行後速やかに調整する。				
項目	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町
水道事業運営審査会	<p>水道事業及び簡易水道事業の運営に関し、必要な事項を調査し、及び審議する事務</p> <p>【正式名称】 川内市水道事業運営審議会</p> <p>【設置目的】 水道事業及び簡易水道事業の運営に関し、必要な事項を調査し、及び審議する。</p> <p>【活動内容】 年1～2回 開催</p> <p>【組織の状況】 委員10人(会長1・副会長1)</p> <p>【委員構成】 (1) 市内の公共的団体又は民 主的団体を代表する者 市公民会連絡協議会・市商工 会 議所・労働組合評議会 市女性団体連絡協議会(4人) (2) 知識経験者その他市長が 必要と認めたる者 市民代表・上水道区域代表・簡 易水道区域代表 経済界代表・消費者代表(5 人) (3) 市の職員 総務部長(1人)</p> <p>【報酬】日額4,700円 【任期】2年</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>(名称) 東郷町水道運営審議会</p> <p>(設置目的) 町長の諮問に応じ、水道事業の 管理運営及び施設の改善等に関す る事項について調査審議し、答申 又は建議する。</p> <p>(活動内容) 年1～2回開催</p> <p>(組織の状況) 委員8名(会長1、副会長1)</p> <p>(委員の構成) 議会議員 2名 学識経験者 2名 受益者代表 4名</p> <p>(報酬) 日額 6,200円 (任期) 2年</p>
	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町
工業用水に関する こと	<p>[目的] 港地区の工業団地において今後予想される使用水量の増加等に対応し企業立地を推進する。</p> <p>[内容] ・ 県営かんがい排水事業と同時に事業実施 ・ 工事期間：平成14年度完了 ・ 工業用水許可取水量：0.300立方メートル/秒</p> <p>今後の課題 ・ 管理協定の締結</p>	<p>・ 平成13年度に西薩中核工業団地に工業用水を給水するため、工業用水調査を実施</p> <p>・ 工業用水の取水地候補として、荒川の河川水、クリーンセンターの処理水、海水の淡水化、三井鉱山の野下口坑水及び山之神の地下水からの取水について調査・検討したが、建設コストが高くなり、それによる給水コストが高くなることから、引き続き検討していくこととした。</p> <p>【事業費】1,680千円</p> <p>【調査会社】九州テクノリサーチ(株)</p>	該当なし	<p>(設置目的) 地方公営企業法や工業用水道法等に基づき工業用水道事業を設置している。</p> <p>(事業目的) 工業の用に供する水を供給するため。</p> <p>(事務内容) 維持管理や経理、工事施工に至る上水道で必要な事務等とほぼ同様の事を工業用水道事業でも独自で行っている。</p> <p>(施設維持管理) 施設の維持管理について供給先が1年24時間工業用水を使用しているため、こまめに修繕等をして施設を管理し、断水することの無いよう運行を維持すること。</p> <p>(経理方法) 地方公営企業法適用により、複式簿記を用いて経理している。</p> <p>(工事施工) 修繕等でもいえる事だ</p> <p>工業用水法の規定に基づき製造業等に工業用水を供給するための事業。 入来町工業用水道事業負担金内容 平成14年度末 支出済額 99,300円 支出先 日本工業用水協会負担金 通常会費(正会員費) 75,300円 特別会費 24,000円 合計 99,300円 (内訳) 通常会費(均等割額+加算負担額) 72,000円 + 3,312円 75,300円 特別会費 24,000円 通常会費と特別会費は社団法人日本工業用水協会会費等に関する規定に基づいて算出されるもので、通常会費の内容は正会員年額である72,000円と給水能力の契約水量に係る分(1,680円×1.5)と未契約水量に係る分(1,320円×0.6)より算出された3,312円を合算し、端数切捨てた額とする。特別会費は同4条の規定により理事会で決定されるものである。</p>	該当なし
	祁答院町	里村	上甗村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23-18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)						専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会																																																													
調整方針	使用料については、当分の間現行料金体系を維持し新市において料金統一の基本方針を定め従量制による料金体系の構築を図る。 使用料の算定の水道水以外については、当分の間現行のとおりとし随時調整する。 検針・納付書・納期限・口座振替等については、当分の間現行とおりとし随時調整する。 納税組合への取扱いについては、合併後(平成17年4月)廃止の方向で調整する。																																																																				
分野別	川内市			串木野市	入来町	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村																																																												
会計	特別会計	特別会計	一般会計	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計	一般会計																																																												
種別	公共下水道	農業集落排水	コミュニティプラント	公共下水道	農業集落排水	農業集落排水	農業集落排水	農業集落排水	コミュニティプラント																																																												
基本料金	15年度 共用開始 予定	城上地区農業集落排水 1,600円	永利地域下水処理施設 1,540円	口径に係らず 377円	一般家庭 一世帯 1,500円 一人 700円 公共施設及び事業所等	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>平等割</th> <th>人数割</th> <th>業務料金</th> </tr> <tr> <td>一般家庭</td> <td>1,400円</td> <td>400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所等</td> <td></td> <td>100円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>100円</td> <td>1,000円</td> </tr> </table>	区分	平等割	人数割	業務料金	一般家庭	1,400円	400円		事業所等		100円	2,000円	その他		100円	1,000円	17年度一部共用開始	3トまで 480円	4トンまで 300円																																												
区分	平等割	人数割	業務料金																																																																		
一般家庭	1,400円	400円																																																																			
事業所等		100円	2,000円																																																																		
その他		100円	1,000円																																																																		
従量料金	<table border="1"> <tr> <td>10m3まで</td> <td>65円/m3</td> <td>10m3まで</td> <td>50円/m3</td> <td>10m3まで</td> <td>53円/m3</td> </tr> <tr> <td>10m3以上20m3未満</td> <td>75円/m3</td> <td>10m3以上20m3未満</td> <td>60円/m3</td> <td>10m3以上20m3未満</td> <td>80円/m3</td> </tr> <tr> <td>20m3以上30m3未満</td> <td>85円/m3</td> <td>20m3以上30m3未満</td> <td>70円/m3</td> <td>20m3以上30m3未満</td> <td>91円/m3</td> </tr> <tr> <td>30m3以上40m3未満</td> <td>95円/m3</td> <td>30m3以上40m3未満</td> <td>80円/m3</td> <td>30m3以上40m3未満</td> <td>102円/m3</td> </tr> <tr> <td>40m3以上50m3未満</td> <td>105円/m3</td> <td>40m3以上50m3未満</td> <td>90円/m3</td> <td>40m3以上50m3未満</td> <td>112円/m3</td> </tr> <tr> <td>50m3以上</td> <td>115円/m3</td> <td>50m3以上</td> <td>100円/m3</td> <td>50m3以上100m3未満</td> <td>124円/m3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>100m3以上</td> <td>127円/m3</td> </tr> </table>	10m3まで	65円/m3	10m3まで	50円/m3	10m3まで	53円/m3	10m3以上20m3未満	75円/m3	10m3以上20m3未満	60円/m3	10m3以上20m3未満	80円/m3	20m3以上30m3未満	85円/m3	20m3以上30m3未満	70円/m3	20m3以上30m3未満	91円/m3	30m3以上40m3未満	95円/m3	30m3以上40m3未満	80円/m3	30m3以上40m3未満	102円/m3	40m3以上50m3未満	105円/m3	40m3以上50m3未満	90円/m3	40m3以上50m3未満	112円/m3	50m3以上	115円/m3	50m3以上	100円/m3	50m3以上100m3未満	124円/m3					100m3以上	127円/m3	<table border="1"> <tr> <td>10m3以下</td> <td>1箇所当り 3,500円</td> </tr> <tr> <td>10人を越え20人まで</td> <td>1箇所当り 5,500円</td> </tr> <tr> <td>20人を越え30人まで</td> <td>1箇所当り 7,500円</td> </tr> <tr> <td>30人を越え40人まで</td> <td>1箇所当り 9,500円</td> </tr> <tr> <td>40人を越え50人まで</td> <td>1箇所当り 11,500円</td> </tr> <tr> <td>50人以上</td> <td>1箇所当り 13,500円</td> </tr> </table>	10m3以下	1箇所当り 3,500円	10人を越え20人まで	1箇所当り 5,500円	20人を越え30人まで	1箇所当り 7,500円	30人を越え40人まで	1箇所当り 9,500円	40人を越え50人まで	1箇所当り 11,500円	50人以上	1箇所当り 13,500円	公共施設及び事業所等	公衆浴場は使用料に係らず1m3当り 10円	加算人数 店舗面積等により区分算定	公衆便所・集会所は無料	<table border="1"> <tr> <td>10m3まで</td> <td>60円/m3</td> </tr> <tr> <td>10m3以上20m3未満</td> <td>65円/m3</td> </tr> <tr> <td>20m3以上30m3未満</td> <td>70円/m3</td> </tr> <tr> <td>30m3以上</td> <td>70円/m3</td> </tr> </table>	10m3まで	60円/m3	10m3以上20m3未満	65円/m3	20m3以上30m3未満	70円/m3	30m3以上	70円/m3
10m3まで	65円/m3	10m3まで	50円/m3	10m3まで	53円/m3																																																																
10m3以上20m3未満	75円/m3	10m3以上20m3未満	60円/m3	10m3以上20m3未満	80円/m3																																																																
20m3以上30m3未満	85円/m3	20m3以上30m3未満	70円/m3	20m3以上30m3未満	91円/m3																																																																
30m3以上40m3未満	95円/m3	30m3以上40m3未満	80円/m3	30m3以上40m3未満	102円/m3																																																																
40m3以上50m3未満	105円/m3	40m3以上50m3未満	90円/m3	40m3以上50m3未満	112円/m3																																																																
50m3以上	115円/m3	50m3以上	100円/m3	50m3以上100m3未満	124円/m3																																																																
				100m3以上	127円/m3																																																																
10m3以下	1箇所当り 3,500円																																																																				
10人を越え20人まで	1箇所当り 5,500円																																																																				
20人を越え30人まで	1箇所当り 7,500円																																																																				
30人を越え40人まで	1箇所当り 9,500円																																																																				
40人を越え50人まで	1箇所当り 11,500円																																																																				
50人以上	1箇所当り 13,500円																																																																				
10m3まで	60円/m3																																																																				
10m3以上20m3未満	65円/m3																																																																				
20m3以上30m3未満	70円/m3																																																																				
30m3以上	70円/m3																																																																				
使用料の算定	水道のみ 水道検針メーター 水道水以外 毎月1日現在の世帯人員で算定 1人世帯 10m3/月 2人世帯 15m3/月(1人増す毎に5m3加算6人以上の世帯35m3/月) 事業所 10m3/月	水道のみ使用 水道検針データ 井戸水使用の場合 使用実態確認のうえ決定	水道のみ 水道検針メーター 水道以外 計量装置を市の負担で設置し算定併用の場合も合算で算定																																																																		
検針	水道検針が偶数月 月初め10日以内	水道検針が奇数月 月初め10日以内	水道検針が毎月月初めの10日 以内で実施	毎月賦課	毎月賦課		毎月月初めの水道メーター 検針	水道検針が毎月5日から10日に実施																																																													
納付書	毎月15～20前後	毎月15～20前後	毎月15日	毎月15日	毎月10日		毎月15日頃まで	毎月15日																																																													
納期限	月末	月末	月末	月末	月末		月末	毎月25日																																																													
督促状	随時実施	随時実施	督促状発行				随時実施	随時発行																																																													
口座振替	未実施	収納にかかる預金口座振替に関する覚書	収納にかかる預金口座振替に関する覚書 フロッピーデスクの交換による預金口座振替に関する契約書	フロッピー・ディスク交換等による預金口座振込み事務の委託に関する契約書 K-NET利用に関する事務委託契約書	窓口納付のみ		収納にかかる預金口座振替に関する覚書 フロッピーデスクの交換による預金口座振替に関する契約書	公金収納事務の預金口座振替に関する契約書																																																													
納税組合	無し	無し	口座振替により現在無し	無し	取扱報奨金		無し	無し																																																													

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)						専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会			
調整方針	<p>負担金については、負担金額及び取扱いが格差があるため、各市町村の現事業が終了するまで現行どおりとし、新市において新事業の計画と共に調整する。</p> <p>納付方法については、下水道事業負担金及び農業集落排水事業の負担金額及び納付方法が類似しており合併までに統一する方向で調整する。</p> <p>口座振替については、電算システムの統合と調整しながら平成17年4月から口座振替ができるように調整する。</p> <p>前納報奨金については、現事業が終了するまでは、現行どおりとし合併後新市で新事業が開始された時点で調整する。</p> <p>猶予基準・減免基準については、合併時までに統一する。</p>										
分野別	川内市			串木野市	入来町	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村	樋脇町	東郷町
種別	公共下水道	農業集落排水	地域下水処理施設 (コミュニティプラント)	公共下水道	農業集落排水	農業集落排水	農業集落排水	特定環境保全公共下水道 ・漁業集落環境整備事業 ・浄化槽市町村整備推進事業	コミュニティプラント	無	無
分担金 (負担金)	17年度共用開始予定 (口径別の予定)	1建築物当り 40,000円	負担金無し	1㎡当り 450円	負担金無し	加入者負担金 30,000円	平成17年度共用開始予定 (負担金無し)	受益者負担金 一世帯当り 30,000円	負担金無し		
納付方法		1括及び8回の分割	————	5年に分割	————	1括及び3年の分割		1括及び2年以内分割	————		
納付書			————	年4回	————				————		
口座振替		無し	————	無し	————	口座振替 実施予定 15 年度		口座振替実施	————		
督促			————	督促状発行	————				————		
前納報奨金		無し	————	制度有り	————	無し		無し	————		
猶予基準		無し	————	制度有り	————	無し		制度有り	————		
減免基準		有り	————	制度有り	————	無し		制度有り	————		

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町
下水道整備事業	<p>【目的】 下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業年度 平成7年度～平成19年度(第1期計画) 事業認可区域 171ha(向田・宮里・駅東地区) 計画人口 7,500人 排除方式 分流式 計画汚水量 3,800m³/日最大 中継ポンプ場 1箇所(向田中継ポンプ場) 終末処理場 1箇所 処理方式(標準活性汚泥法) 処理能力(6,500m³/日) 供用開始予定 平成16年3月末(一部供用開始) <p>【事業の負担割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総事業費 11,550,700千円 財源内訳 国庫補助金 補助対象事業費×50%～55% 起債(補助) 補助対象事業費-国庫補助金)×90% 起債(単独) 起債対象単独事業費×95% 市費 総事業費-国庫補助金-起債 <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業年度 平成8年度～平成16年度(第1期計画) 事業認可区域 171ha(向田・宮里・駅東地区) 排除方式 分流式 計画汚水量 3,800m³/日最大 中継ポンプ場 1箇所(向田中継ポンプ場) 終末処理場 1箇所(宮里処理場) 処理方式(標準活性汚泥法) 処理能力(6,500m³/日) 供用開始予定 平成16年3月末 <p>平成13年度決算額 2,356,010,605円 平成14年度当初予算額 2,403,490,000円</p>	<p>【目的】 下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業年度 昭和61年度～平成15年度(第3期計画) 事業認可区域 320ha 計画人口 14,600人 排除方式 分流式 計画汚水量 8,900m³/日最大 終末処理場 1箇所 処理方式(標準活性汚泥法 初期OD法) 現有処理能力(5,550m³/日) <p>【事業の負担割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総事業費 20,990,008千円 財源内訳 国庫補助金 補助対象事業費×50%～55% 起債(補助) 補助対象事業費-国庫補助金)×90% 起債(単独) 起債対象単独事業費×95% 市費 総事業費-国庫補助金-起債 <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業年度 平成8年度～平成16年度(第1期計画) 事業認可区域 320ha 排除方式 分流式 計画汚水量 8,900m³/日最大 終末処理場 串木野クリーンセンター 現有施設 処理方式 OD法 処理能力 5,550m³/日 供用開始 平成5年3月31日 <p>平成13年度決算額 1,215,484千円 平成14年度当初予算額 834,996千円</p>	該当なし	<p>〔整備計画〕</p> <p>平成14年度 中継ポンプ場 35,967千円 管路施設工路(橋梁添架) 20,992千円 処理機能調整工事 520千円 管路施設工路 28,350千円</p> <p>平成15年度 処理機能調整工事・管路施設工路 事業費10,000千円</p> <p>平成16・17年度 小規模集排水処理施設整備 朝陽地区 事業費30,000千円</p> <p>以降の計画は未定</p>	該当なし

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村	
下水道整備事業	該当なし	<p>農業集落排水事業</p> <p>【事業の目的】 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備し、もって、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成すること。</p> <p>【概要】 里村は大字が1つ、1集落1地区で平成13年度から工事中、供用開始は18年4月1日の予定である。 里処理区 : 平成18年4月1日の予定 集 落 : 大字里 会計の種類 : 下水道事業特別会計 施設概要 里処理施設 : 平成15年度・16年度で最終処理場の建設予定である。</p> <p>14年度 管路施設 159,000千円 測量試験費 29,700千円 工事雑費 5,400千円 合計 194,100 千円</p> <p>15年度</p>	<p>(事業の目的) 下水道施設を適正処理するための施設維持管理を行なう。</p> <p>(維持管理) 処理場 (委託) マンホールポンプ (委託) 管渠 (直営)</p> <p>(内容) 処理場(運転操作・維持管理・汚泥処分) マンホールポンプ(維持管理 2ヶ月に1回点検) 管渠 特になし (修繕) 施設、設備が比較的新しいため修繕等は特になし。今後は徐々に費用がかかる見込み。</p> <p>(浄化槽市町村整備推進事業) 計画年度 平成15年度～平成24年度 計画基数 360基(年40基) 事業費 333,432千円</p>	<p>【目的】 下水道の整備を図り、村民の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 鹿島村は、地域し尿処理施設がすでに供用開始しているため、毎年の施設管理費が必要となる。</p> <p>(管理費) 毎年12,000千円</p>	

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町
下水道事業の計画と認可	<p>【目的】 下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 (全体計画) ・事業年度 平成7年度～平成25年度 ・計画面積 1,434ha ・計画人口 51,900人 ・排除方式 分流式 ・計画汚水量 30,970m³/日最大 ・中継ポンプ場1箇所(向田中継ポンプ場) ・終末処理場 2箇所 処理方式(標準活性汚泥法) 処理能力(30,970m³/日)</p> <p>(認可) ・事業年度 平成7年度～平成19年度(第1期計画) ・事業認可区域 171ha(向田・宮里・駅東地区) ・計画人口 7,500人 ・排除方式 分流式 ・計画汚水量 3,800m³/日最大 ・中継ポンプ場1箇所(向田中継ポンプ場) ・終末処理場 1箇所 処理方式(標準活性汚泥法) 処理能力(6,500m³/日) ・供用開始予定 平成16年3月末(一部供用開始)</p> <p>【事業の負担割合】 認可分 総事業費 11,550,700千円 財源内訳 国庫補助金補助対象事業費×50%～55% 起債(補助) (補助対象事業費 - 国庫補助金)×90% 起債(単独) 単独事業費×95% 市費 総事業費 - 国庫補助金 - 起債</p>	<p>【目的】 下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 (全体計画) ・計画目標年次 昭和61年度～平成22年度 ・計画区域 816ha ・計画処理人口 32,500人 ・排除方式 分流式 ・計画汚水量 24,800m³/日最大 ・終末処理場 1箇所 処理方式(標準活性汚泥法) ・供用開始 平成5年3月31日</p> <p>(認可) ・事業年度 昭和61年度～平成15年度(第3期計画) ・事業認可区域 320ha ・計画人口 14,600人 ・排除方式 分流式 ・計画汚水量 8,900m³/日最大 ・終末処理場 1箇所 処理方式(標準活性汚泥法 初期0D法) 計画汚水量(8,900m³/日最大)</p>	<p>該当なし</p>	<p>【目的】 下水道(農業集落排水)の整備を図り、農村の健全な発達、公衆衛生の向上に寄与し、あわせて農業用排水、河川の水質保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 大馬越地区 ・計画人口 450人 ・排除方式 自然流下 ・計画汚水量 135m³/日最大 ・中継ポンプ場 1箇所 ・終末処理場 1箇所(処理方式:接触ばっ気方式) ・供用開始 平成9年4月</p> <p>【入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理組合】 (目的) この組合は、地域の農業用排水施設の維持管理と農村生活環境の改善を図るため整備された農業集落排水処理施設の適正な維持管理を図り、組合員の健康で快適な文化生活に寄与することを目的とする。 (業務) この組合は次に掲げる業務を行う。 (1) 処理施設の維持管理に関すること。 (2) 地区内の加入促進に関すること。 (3) 加入金、使用料の徴収協力に関すること。 (4) 資金の借入及び返済に関すること。 (5) その他目的達成に必要な事項に関すること。 (総会) 総会は組合員で組織し、毎年度1回組合長が招集する。その後、処理場の草払い、清掃を行う。 (会計) この組合の経費は会費(一戸当たり1200円)及びその他の収入をもって当てる。その他の収入は入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理事業補助金である。 補助金額 一金200,000円</p>	<p>該当なし</p>

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)				専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。					
分野別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	
下水道事業の計画と認可				<p>入来中部地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画人口 740人 ・排除方式 自然流下 ・計画汚水量 281m³/日最大 ・中継ポンプ場 8箇所 ・終末処理場 1箇所(処理方式:回分式活性汚泥方式) ・供用開始 平成15年4月予定 <p>【入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理組合】 (目的)この組合は、地域の農業用排水施設の維持管理と農村生活環境の改善を図るため整備された農業集落排水処理施設の適正な維持管理を図り、組合員の健康で快適な文化生活に寄与することを目的とする。 (業務)この組合は次に掲げる業務を行う。 (1)処理施設の維持管理に関すること。 (2)地区内の加入促進に関すること (3)加入金、使用料の徴収協力に関すること。 (4)資金の借入及び返済に関すること。 (5)その他目的達成に必要な事項に関すること。 (総会)総会は組合員で組織し、毎年度1回組合長が招集する。その後、処理場の草払い、清掃を行う。 (会計)この組合の経費は会費(一戸当たり1200円)及びその他の収入をもって当てる。その他の収入は入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理事業補助金である。 補助金額 一金200,000円</p>		

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村	
下水道事業の計画と認可	該当なし	<p>農業集落排水事業</p> <p>目的 生活雑排水及びし尿の処理施設を整備し、農業用排水路の機能維持と生産性の高い農業の実現と衛生的で快適な生活環境の整備を目指し、地域住民の生活安定を図るとともに併せて公共用水域の水質保全を図る。</p> <p>当初計画事業 事業実施採択通知書 平成13年4月11日 受益面積 64ha 受益者数 1,950人 受益戸数 569戸 総事業費 1,425,000千円 工期 平成13年度から平成17年度 管路延長 11,000m 中継ポンプ 14基 発電機 7基 エンジンポンプ 7基 コンポスト施設 0式</p> <p>計画変更 計画変更通知書 平成 年 月 日 受益面積 64ha 受益者数 2,150人 受益戸数 612戸 総事業費 1,761,000千円 工期 平成13年度から平成18年度 管路延長 12,393m 中継ポンプ 16基 発電機 5基 エンジンポンプ 0基 コンポスト施設 1式</p>	<p>(目的) 下水道整備により、快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図る。 (特定環境保全公共下水道) 事業年度 平成8年度～平成15年度 全体区域計画 26ha(中甌・中野処理区) 計画人口 1,020人 排除方法 分流式 計画汚水量 510? /日最大 終末処理場 中甌・中野浄化センター 処理方式 プレハブ式オキシデーションディッチ 処理能力 600? /日 供用開始年月日 平成13年3月31日 (その他) 既認可が14年度までであるため14年度未までに認可変更を行なう予定である。 (漁業集落環境整備事業) 事業年度 平成13年度～平成15年度 全体区域計画 9.2ha(平良処理区) 計画人口 660人 排除方法 分流式 計画汚水量 182? /日最大 終末処理場 平良地区排水処理施設 処理方式 流量調整槽前置型接触ばっ気方式 処理能力 149? /日 供用開始年月日 平成15年度未予定</p>	<p>【目的】 下水道の整備を図り、村民の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 名称 鹿島村地域し尿処理施設 処理区域 鹿島村いむた地区・小牟田地区 計画処理人口 1,100人 処理能力 473m³ 処理方法 回転円板接触方式 敷地面積 1,320m² 流入汚水水量 473m³(日最大汚水水量) 330m³(日平均汚水水量) 供用開始 昭和62年4月1日</p>	

下水道施設の現状及び計画

	公共下水道事業	農業集落排水事業	コミュニティプラント
川内市	全体計画	(認可 16年3月末共用開始)	地区名 城上地区
	事業年度 平成7年度～平成25年度	平成7年度～平成19年度(第1期計画)	事業年度 平成9年度～平成13年度
	計画面積 1434ha	171ha(向田・宮里・駅東地区)	計画面積 102ha
	計画人口 51,900人	7,500人	計画人口 1,110人
	日最大汚水量 30,970m ³	3,800m ³	日最大汚水量 300m ³
			共用開始 平成14年2月1日
			永利地域下水処理施設(永利ホープタウン)
			平成2年
			0.96ha
			1,232人
			492.8m ³
			平成3年2月
串木野市	公共下水道事業		
	全体計画	(平成5年3月31日共用開始)	(認可)
	事業年度 昭和61年度～平成22年度	昭和61年度～平成15年度(第3期計画)	
	計画面積 816ha	320ha	
	計画人口 32,500人	14,600人	
	日最大汚水量 24,800m ³	8,900m ³	
樋脇町	実施地区・計画地区現在無し		
入来町	農業集落排水事業		
	地区名	大馬越地区	入来中部地区
	事業年度	平成5年～平成9年	平成10年～平成15年
	計画面積		
	計画人口	450人	740人
	日最大汚水量	135m ³	281m ³
	共用開始	平成9年4月	平成15年4月
東郷町	実施地区・計画地区現在無し		
祁答院町	実施地区・計画地区現在無し		

下水道施設の現状及び計画

里村	農業集落排水事業			
	地区名	里地区		
上甑村	事業年度	平成13年度～18年度		
	計画面積	64ha		
	計画人口	2,150人		
	日最大汚水量	645m ³		
	共用開始	17年度一部共用開始		
上甑村	特定環境保全公共下水道事業		漁業集落環境整備事業	
	地区名	中甑・中野処理区	平良処理区	
	事業年度	平成8年度～平成15年度	平成13年度～平成15年度	
	計画面積	26ha	9.2ha	
	計画人口	760人	660人	
	日最大汚水量	390m ³	182m ³	
共用開始	平成13年3月31日	平成15年度末		
鹿島村	コミュニティプラント			
	地区名	いむた地区・小牟田地区		
	事業年度	昭和58年9月1日～昭和63年2月28日		
	計画面積	19164m ²		
	計画人口	1,100人		
	日最大汚水量	473m ³		
共用開始	昭和62年4月1日			
			浄化槽市町村整備推進事業	
			地区名	上甑村全域
			事業年度	平成15年～平成24年度
			対象地域	公共下水道認可区域及び漁業集落排水処理事業区域を除く村内全域
			計画基数	360基(年40基)

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)				専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会
調整方針	事務事業は、新市へ引き継ぐ。 入来町の大馬越地区及び入来中部地区農業集落処理施設維持管理組合は、借入の償還が終了するまで存続させる方向で調整する。					
分野別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	
事業及び 財政計画	<p>《事業計画》</p> <p>(平佐川都市下水路整備事業)</p> <p>平成14年度 ポンプ1台増設</p> <p>平成15年度 管渠布設工事実施予定 L=100m</p> <p>平成16年度 管渠布設工事実施予定 L=110m</p> <p>平成16年度で完了予定</p> <p>(公共下水道)</p> <p>第1期認可区域(向田・宮里地区160ha) 平成16年3月末供用開始予定</p> <p>第2期認可区域(駅東地区 11ha) 平成20年3月末供用開始予定</p> <p>平成14年度 向田・宮里地区管渠整備 処理場・ポンプ場建設</p> <p>平成15年度 向田・宮里地区管渠整備 処理場・ポンプ場建設等 H16, 3月末供用開始</p> <p>平成16年度 駅東地区管渠整備等</p> <p>平成17年度 駅東地区管渠整備等</p> <p>平成18年度 駅東地区管渠整備等</p> <p>平成19年度 駅東地区管渠整備等 H20, 3月末供用開始</p> <p>平成20年度以降平佐地区整備予定</p> <p>(農業集落排水事業) 今後実施箇所については未定</p> <p>《財政計画》</p> <p>(平佐川都市下水路事業)</p> <p>平成14年度 203,307千円</p> <p>平成15年度 98,439千円</p> <p>平成16年度 78,700千円</p> <p>《公共下水道事業》 建設費のみで管理費・公債費含まず</p> <p>平成14年度 2,309,945千円</p> <p>平成15年度 1,550,282千円</p> <p>平成16年度 496,623千円</p> <p>平成17年度 128,223千円</p> <p>平成18年度 128,223千円</p> <p>平成19年度 157,923千円</p> <p>平成20年度 664,000千円</p> <p>平成21年度 851,000千円</p> <p>平成22年度 196,000千円</p> <p>平成23年度 196,000千円</p> <p>平成24年度 196,000千円</p> <p>平成25年度 665,000千円</p> <p>平成26年度 664,000千円</p>	<p>事業計画</p> <p>(公共下水道)</p> <p>面整備(840ha)</p> <p>処理場増設(12,000m³/日)</p> <p>財政計画</p> <p>建設費</p> <p>H15 180,000千円</p> <p>H16 140,000千円</p> <p>H17 550,000千円</p> <p>H18 550,000千円</p> <p>H19 500,000千円</p> <p>H20 510,000千円</p> <p>H21 200,000千円</p> <p>H22 200,000千円</p> <p>H23 200,000千円</p> <p>H24 200,000千円</p> <p>H25 200,000千円</p> <p>H26 200,000千円</p>	<p>該当なし</p>	<p>[事業計画]</p> <p>・農業集落排水事業</p> <p>平成15年度 処理機能調整工事 実施予定 10,000千円</p> <p>以降実施箇所については未定</p> <p>・平成16・17年度小規模集排 廃水処理施設整備朝陽地区 事業費30,000千円</p>	<p>該当なし</p>	

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会
調整方針	事務事業は、新市へ引き継ぐ。 入来町の大馬越地区及び入来中部地区農業集落処理施設維持管理組合は、借入の償還が終了するまで存続させる方向で調整する。				
	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村	
事業及び 財政計画	<p>【事業計画】 農業集落排水事業は祁答院中央地区を実施しているが、今後他の地区の計画はない。しかし、供用開始後10年を経過し中継ポンプや、処理場のポンプ類の更新等維持管理費が増大している。</p> <p>【財政計画】 平成13年度 使用料収入は8,396千円 維持管理費支出は9,847千円 約1,400千円の不足となる。 一般会計から25,721千円繰り入れほとんどが起債元利 金23,446千円の償還に当てられる。</p>	<p>事業計画 農業集落排水事業 現在里地区を平成13年度から平成17年度まで実施中であるが、平成14年度に計画変更をし、18年度までに延長する予定である。事業費も1425千円から1761千円に変更増とする。地区はこの地区だけで今後はない。</p> <p>建設費 県支出金（国庫補助金・県交付金を含む） 繰入金（一般会計から） 繰越金 諸収入（消費税還付金等） 村債</p> <p>維持管理費 供用開始が行われていないので現在は該当なし。 年度別事業費配分（国庫対象分のみ） 平成13年度から平成17年度まで 全体事業費 1425,000千円 13年度実施額 100,000千円 (13年度実施分73,660千円 14年度へ繰越26,384千円) 14年度予定額 194,100千円 15年度予定額 376,000千円 16年度予定額 455,900千円 17年度予定額 299,000千円</p> <p>計画変更分（国庫対象分のみ） 平成13年度から平成18年度まで 全体事業費 1761,000千円 13年度実施額 100,000千円 (13年度実施分73,660千円 14年度へ繰越26,384千円) 14年度予定額 194,100千円 15年度予定額 376,000千円 16年度予定額 700,000千円 17年度予定額 356,900千円 18年度予定額 34,000千円</p>	<p>(特定環境保全公共下水道事業) 事業計画 平成14年度 管渠整備 0.4h a 平成15年度 管渠整備 1.3h a 水処理施設増設300t整備で事業完了</p> <p>財政計画 建設費 14年度 44,000千円 15年度 189,600千円</p> <p>(漁業集落環境整備事業) 事業計画 平成14年度 管渠整備 1031m 終末処理施設 1棟 平成15年度 管渠整備 1070m 終末処理施設 一式</p> <p>財政計画 建設費 14年度 174,000千円 15年度 209,000千円 15年度で完了予定</p> <p>(浄化槽市町村整備推進事業) 平成15年度～平成24年度まで 全体事業費 333,432千円 15年度 37,048千円 16年度 37,048千円 ~ 22年度 37,048千円 23年度 18,524千円 24年度 18,524千円</p>	<p>【事業計画】 鹿島村の下水道は地域し尿処理施設を設置整備しており、年間の管理費用がかかる。</p>	

名 称	設立年月日	会員数	根拠法令等	事務所の位置	主な活動等	組織(役員等)	平成13年度補助金額	算出根拠	その他
大馬越地区農業集落排水処理施設維持管理組合	H9.4.1	計画 129戸 現在 78戸	入来町農業集落排水事業の設置及び管理に関する条例	組合長宅	・処理施設の維持管理に関すること ・地区内の加入促進に関すること ・加入金、使用料の徴収協力 ・資金の借入及び返済	組合長 1 副組合長 1 書記 1 理事 10	200,000円	収支計画により	会費一戸 1,200円
入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理組合	H15.4.1	計画 238戸 現在 113戸	入来町農業集落排水事業の設置及び管理に関する条例	組合長宅	・処理施設の維持管理に関すること ・地区内の加入促進に関すること ・加入金、使用料の徴収協力 ・資金の借入及び返済	組合長 1 副組合長 1 書記 1 理事 10	200,000円	収支計画により	会費一戸 1,200円

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)						専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	温泉事業については、新市に移行後、会計、経理を一本化し、新たに制度を制定する。							
分野別	区分	項目	橿原町		入来町		祁答院町	
			平成14年度予算	平成13年度決算	平成14年度予算	平成13年度決算	平成14年度予算	平成13年度決算
会計			特別会計		特別会計		特別会計	
温泉 予算・決算	歳入	事業収入	0	0	0	0	13,281,000	13,856,257
		使用料及び手数料	20,295,000	20,709,150	24,355,000	24,213,100	121,000	105,100
		財産収入	1,000	3,609	0	0	150,000	150,000
		繰入金	1,000	56,400,000	11,648,000	24,213,100	8,649,000	14,710,000
		繰越金	537,000	2,438,922	0	1,115,860	10,000	386,938
		諸収入	66,000	100,293	447,000	416,680	1,349,000	66,074
		歳入合計	20,900,000	79,651,974	36,450,000	49,958,740	23,560,000	29,274,369
	歳出	総務費	4,778,000	8,115,143	10,962,000	11,464,270	23,440,000	28,054,970
		事業費	13,162,000	65,433,539	17,442,000	18,584,214	0	0
		公債費	2,717,000	2,716,665	7,946,000	7,945,288	10,000	0
予備費		243,000	0	100,000	0	100,000	0	
歳出合計		20,900,000	76,265,347	36,450,000	37,993,772	23,550,000	28,054,970	

川西薩地区法定合併協議事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会	
調整方針	検針については、樋脇町の例による。 公衆浴場料金については、新市に移行後、統一した料金とする。 分湯分については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。					
項目	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	
検針	該当なし	該当なし	毎月	毎月	該当なし	
検針員	該当なし	該当なし	1人	1人	該当なし	
委託料	該当なし	該当なし	1件 60円	1日 6,300円	該当なし	
料金体系	該当なし	該当なし	月額	月額	月額	
			普通供給 ・基本料金 20m3 6,900円 ・超過料金 21～100m3 2,000円 101～200m3 1,800円 201～300m3 1,500円 301～400m3 14,400円 400m3を超える分 1m3につき旅館 50円 1m3につき温泉宿 35円	口数分湯方式給湯量基準及び使用料 ・区分 分湯量 使用料 1口(基本量) 毎分10リットル 18,428円 2口 毎分15リットル 31,933円 3口 毎分20リットル 45,185円 4口 毎分25リットル 57,729円 5口 毎分30リットル 71,816円 亀の湯 毎分40リットル 44,336円 入来町高齢者福祉センター 毎分50リットル 30,292円 入来荘(旧肝付湯) 毎分30リットル 無料 鹿児島県職業能力開発校 毎分60リットル 動力料は分湯量で徴収する アゼ口湯 毎分80リットル 柴垣湯 毎分60リットル		
			浴場供給 ・基本料金 20m3 6,900円 ・超過料金 21～100m3 2,000円 101～200m3 1,800円 201～300m3 1,500円 301～400m3 14,400円 400m3を超える分 1m3 30円	計量器供給方式使用料 浴場供給 ・基本料金 1,000m3 46,700円 ・超過料金 1m3～ 26円		
			特殊供給 ・基本料金 20m3 6,900円 ・超過料金 21～100m3 2,500円 101～200m3 2,500円 201～300m3 2,300円 301～400m3 2,000円 400m3を超える分 1m3 60円	特殊供給 ・基本料金 200m3 22,000円 ・超過料金 21～200m3 - 201～300m3 4,500円 301～400m3 4,000円 401～500m3 3,500円 501～600m3 3,000円 601～700m3 2,500円 701～800m3 2,000円 800m3を超える分 1m3 30円		

川西薩地区法定合併協議事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会	
調整方針	<p>検針については、樋脇町の例による。</p> <p>公衆浴場料金については、新市に移行後、統一した料金とする。</p> <p>分湯分については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>				
	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町
			<p>特別供給 ・基本料金 20m3 6,900 円</p> <p>・超過料金 20m3を超える分 1m3 120 円</p> <p>特定供給 ・基本料金 20m3 6,900 円</p> <p>・超過料金 21 ~ 100m3 2,000 円 101 ~ 200m3 1,800 円 201 ~ 300m3 1,500 円 301 ~ 400m3 1,500 円 400m3を超える分 1m3 30 円</p>	<p>特別供給 ・基本料金 20m3 6,900 円</p> <p>・超過料金 1 m3 120 円</p> <p>その他 メーター方式による1ヶ月の温泉使用量が0tの時は基本量の料金の2分の1する。</p>	

川西薩地区法定合併協議事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会
調整方針	<p>検針については、樋脇町の例による。</p> <p>公衆浴場料金については、新市に移行後、統一した料金とする。</p> <p>分湯分については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>				
項目	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村	
検針	無	該当なし	該当なし	該当なし	
検針員	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
委託料	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
料金体系	<p>大村温泉</p> <p>入浴料</p> <p>大人 1回 150 円</p> <p>回数券 13枚 1,500 円</p> <p>回数券 27枚 3,000 円</p> <p>小人(中学生以下) 1回 80 円</p> <p>回数券 13枚 800 円</p> <p>回数券 27枚 1,600 円</p> <p>温泉スタンド給湯料 300円^{1/2}ごとに 100 円</p> <p>黒木温泉</p> <p>入浴料(一般浴室)</p> <p>大人 1回 150 円</p> <p>回数券 13枚 1,500 円</p> <p>回数券 27枚 3,000 円</p> <p>小人(中学生以下) 1回 80 円</p> <p>回数券 13枚 800 円</p> <p>回数券 27枚 1,600 円</p> <p>入浴料(特別浴室)</p> <p>家族用 500 円</p> <p>1回の利用は、1時間以内を原則とする。</p> <p>身障者用 500 円</p> <p>1回の利用は、1時間30以内を原則とする。</p> <p>ただし、一般客が利用した場合は、1時間以内を原則とする。</p> <p>休憩室 100 円</p> <p>2時間以内を原則とする。</p> <p>蘭牟田温泉給湯場</p> <p>蘭牟田温泉の給湯契約は、旅館4軒・公衆浴場2軒・一般家庭1軒・特別養護老人ホーム・別荘地(管理組合)と契約し、料金は1分間の給湯量に900円を乗じた金額を月額としている。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	新市に移行後新たに制度を制定する。				
分野名	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町
賦課徴収	該当なし	該当なし	<p>【温泉給湯】</p> <p>1. 対象者 温泉受給者から徴収する。対象者162件、H14.10現在（温泉管理使用条例第13条）</p> <p>2. 賦課基準 温泉料金は、1箇月につき、下記により算定した基本料金と超過料金の合計額に、100分の105を乗じて得た金額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。（温泉管理使用条例第14条） 毎月賦課（月末納期） 計量器指針値確認後、給湯量に応じて温泉料金を賦課する。月の途中において、供給の使用を開始したときは、その月から、供給を廃止したときは、廃止した日において料金を算定する。（温泉管理使用条例第16条）</p> <p>3. 収納基準 出納取扱金融機関又は指定金融機関に納付。</p> <p>4. 賦課徴収手順 量水器指針確認 料金算定 調定 出納業務 ・納付書発行 月の15日 ・納期限 月の月末 ・滞納整理 実施時期は、基本的に2ヶ月に1回実施するが、個別対応としては随時実施 ・収納消込み OCRにて処理</p>	<p>1. 対象者（温泉給湯管理条例：第16条） 温泉の受給許可を受けた者「温泉受給者」から徴収する。 対象者口数分湯方式7件、メーター方式56件（平成14年11月現在）</p> <p>2. 賦課基準 口数分湯方式による区域の月額使用料の区分は、別表第1のとおりとする。メーター方式による区域の月額使用料は、1箇月の給湯量に応じ基本量の料金及び超過量の料金の合算額とし、使用料の区分は別表第2のとおりとする。使用料は各用途別に応じ、それぞれの合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。 消費税及び地方消費税は、口数分湯方式による場合はそれぞれの口数等の区分による月額使用料にメーター方式による場合は基本料金と超過料金の合計額に5%を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じた時はこれを切り捨てるものとする。（温泉給湯管理条例第17条第2項） 口数分湯方式の場合、月の途中において供給の廃止をした時は、日割計算により算出。日割計算における日割使用料は、その月の現日数で除して得た額とし、円以下の端数は切り捨てる。（温泉給湯管理条例施行規則第6条）</p> <p>3. 収納基準 出納取扱金融機関又は指定金融機関に納付。</p> <p>4. 賦課徴収手順 口数分湯方式 年度始めに1年分を調定、1年分の納付書を4月に発行。 メーター方式 (ア)メーター指針確認 (イ)料金算定 (ウ)調定 (エ)納付書発行（各月の第1回目の公文発送日） (オ)納期限（各月の月末） (カ)収納消込み</p>	該当なし

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	新市に移行後新たに制度を制定する。			
賦課徴収		<p>5. その他の事項</p> <p>過誤納について 条例はないが翌月精算か、返金している。 水道料金の軽減又は免除 ・1箇月の温泉使用量が零トンのときは、基本料金の2分の1とする。 ・天災又は避けることのできない事故その他特別の理由があると認めるときは、料金を減免することができる。 罰則詐欺その他不正行為によって第14条の料金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする）以下の過料を科することができる。（温泉管理使用条例 23条）</p> <p>罰則 詐欺その他不正行為によって第14条の料金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする）以下の過料を科することができる。（温泉管理使用条例 23条）</p> <p>口座引落日について 基本的には25日だが、土、日、祝により前後する。 上水道料金システムを使用</p>	<p>5. その他の事項</p> <p>使用料の減免 天災又は避けることのできない事故、その他、特別の特別の理由があると町長が認めた時、使用料を減免することができる。（温泉給湯管理条例第21条第2項）</p>	

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上下水道事業)			専門部会・分科会名
調整方針	新市に移行後新たに制度を制定する。			
	祁答院町	里村	上臈村	鹿島村
賦課徴収	<p>1. 温泉給湯対象者 11件</p> <p>2. 賦課基準 温泉料金はメーターを設置していないため、湯量による計算はしていない。計算方法としては、1分間の分湯量(検量を実施しているが、当初契約時の湯量で固定)に900円を乗じた額を月額として徴収している。</p> <p>参考 昭和45年 180円 昭和49年 360円 昭和50年 600円 昭和56年 900円現在に至る</p> <p>有田旅館 13割 11,700円 小島旅館 27割 24,300円 福地旅館 20割 18,000円 古川旅館 25割 22,500円 下ノ湯温泉 40割 22,500円(15%減免) 砂石会館 80割 45,000円(30%減免) のぞみ園 100割 23,000円(維持経費のぞみ園負担)</p> <p>別荘地(管理組合との契約) 60割 72,000円 別荘地のみ1,200円 相良 修 7割 4,725円(1/4減免) 湯之上普 13割(町泉源掘削により自家用泉源がでなくなったため無償) 広田孝夫(町泉源掘削により自家用泉源がでなくなったため、専用泉源のポンプ設置・更新、電気料は町費負担)</p> <p>3. 収納基準 指定金融機関に納付</p> <p>4. 賦課徴収手順 納付書発行 年度初めに1年分を調定、1年分の納付書(12枚)を4月に発行 納期限 各月の月末</p>	該当なし	該当なし	該当なし

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	樋脇町の例による。				
分野別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町
量水器 (温泉)	該当なし	該当なし	<p>【計量器の設置】 給湯量は、町の計量器（メーター）により計量する。 計量器は、受給装置に設置し、その位置（検針に便利な場所）は町長が定める。</p> <p>【メーターの貸与】 メーターは、町が設置してこれを受給者に貸与する。 温泉受給者は、メーターについて善良な管理しなければならない。 受給者が前項の管理義務を怠ったためメーターを亡失又はき損したときは、町長の定める損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【料金の減免】 町長は、天災又は避けることのできない事故、その他特別の理由があると認めるときは料金を減免することができる。</p>	<p>【量水器の設置】 メーター方式による給湯量は、メーターにより計算する。 【量水器の貸与】 メーターは、温泉受給者に貸与する。 メーター20mmについては貸与しているが20mmを超えるメーターについては温泉受給者自らの負担で設置してもらっている。 貸与を受けた者は善良な注意をもって管理しなければならない。 貸与を受けた者が管理義務を怠ったため、メーターを亡失又は毀損した場合、町長の定める損害額を弁償しなければならない。 【量水器使用料】 メーターの使用料は無料</p>	該当なし
	祁答院町	里村	上甑村	鹿島村	
	メーター管理をしていないため該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町
工事負担金(温泉)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	祁答院町	里村	上甕村	鹿島村	
	給湯装置の新設等に要する費用は、新設する者の負担とする。 道路工事に伴う温泉管の移転に要する費用負担 県道 県50% 占用者50% 町道 発注者100%	該当なし	該当なし	該当なし	

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	新市に移行後、新たに制度を制定する。				
分野別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町
工事検査	該当なし	該当なし	<p>工事の完了検査は、請負業者より工事の完成の通知を受けた日から14日以内に、検査職員が監督職員立会いの上で設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を行う。</p> <p>【検査職員】 材料検査・中間検査・出来高検査は監督職員 部分払い出来高検査・竣工検査は、契約規則第45条の検査職員</p>	一般会計に準ずる。	該当なし
	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村	
	一般会計に準ずる。	該当なし	該当なし	該当なし	

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	新市に移行後、新たに制度を制定する。				
分野別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町
公衆浴場 維持管理	該当なし	該当なし	<p>【公衆浴場設置】 樋脇町民の健康と福祉の増進を図るとともに、町外利用者の誘致による温泉街振興のため樋脇町営公衆浴場を設置する。 樋脇町市比野2561番地9 上之湯公衆浴場 樋脇町市比野2576番地1 下之湯公衆浴場</p> <p>【管理】 公衆浴場は、温泉管理室が管理する。ただし、町長は、特に必要がある場合は、管理を委託することができる。</p> <p>【委託期間】 公衆浴場の管理の委託期間は、4月1日から3月31日までの1年間。 年度途中の管理委託開始の場合は、当該開始日より3月31日までとする。</p> <p>【管理人の条件】 ・原則として夫婦であること。 ・家族構成上、2人交代できる家族であること。</p> <p>【営業時間】 ・営業時間は午前6時から午後10時 ・定休日は毎週定めた曜日</p> <p>【管理委託料】 ・未定</p> <p>【入浴料】 区分 大人(12歳以上) 1人1回 100円(回数券10回分850円) 小人(12歳未満) 1人1回 70円(回数券10回分550円)</p>	<p>【公衆浴場設置】 入来町民の健康と福祉の増進を図るとともに、町外利用者の誘致による温泉場振興のため公衆浴場を設置する。 入来町副田6179 共同公衆浴場(アゼロ湯) 入来町副田6208 柴垣浴場</p> <p>【管理】 公衆浴場は水道課が管理する。ただし、町長は特に必要がある場合は委託することができる。</p> <p>【委託期間】 公衆浴場の管理の委託は、4月1日から3月31日までの1年間。年度途中の管理委託開始の場合は、当該開始日より3月31日までとする。</p> <p>【管理人の条件】 ・原則として夫婦であること。 ・家族構成上、2人交代できる家族であること。</p> <p>【営業時間】 ・営業時間は午後6時から午後10時。 時間内は番台に居ること。 ・定休日は毎月2回。</p> <p>【管理委託料】 ・アゼロ湯 月額217,500円。 柴垣湯 月額204,600円。 ・特別手当として9月と3月に月額の2分の1の額を支給。</p> <p>【入浴料】 区分 大人(中学生以上の者) 100円 回数券 850円に10枚 1回券 2,000円 小人(小学生以下の者) 60円 回数券 500円に10枚 1回券 1,000円</p> <p>【その他】 ・各浴場の定休日(月4日間)には、人夫2人に賃金(6,900円/日)により浴場内の清掃を依頼している。 ・それぞれ浴場には入浴券販売用の券売機を1台ずつ設置している。券売機2台分の保守料は年375,900円。5年間のリース期間が満了し、所有権は町に帰属する。 ・券売機のトラブルについてはまず、職員が対応し、職員で対応できない場合は業者へ連絡して対応してもらう。</p>	該当なし

	祁答院町	里村	上甗村	鹿島村	
	<p>【利用時間及び定休日】 利用時間及び休日は次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは変更することができる。 利用時間 午前6時から午後9時まで 定休日 大村温泉 毎月2日及び17日 黒木温泉 毎月1日及び16日</p> <p>【管理人】 管理に必要な管理人を置き、町長が任命するが、夫婦又は二人交代できる家族とする。 規則に定めはないが管理人の年齢は満70歳までとする。</p> <p>【管理人の賃金】 温泉管理人は現在各施設とも夫婦で管理しているが、契約は各人で行っている。賃金は5,600円(夫婦では11,200円)/日とする。又夏期冬季一時金として夏期10日分、冬季20日分を6月と12月に支給する。</p> <p>【入浴料金】 大村温泉 入浴料 大人150円 回数券13枚綴り1,500円 27枚綴り3,000円 小人 80円(中学生以下) 回数券13枚綴り 800円 27枚綴り1,600円 温泉スタンド給湯料300円まで 100円</p> <p>黒木温泉 入浴料 大人150円 回数券13枚綴り1,500円 27枚綴り3,000円 小人 80円(中学生以下) 回数券13枚綴り 800円 27枚綴り1,600円</p> <p>家族用浴室 1回 500円(1時間以内) 身障者浴室 1回 500円(1時間30分以内) 休憩室 1回 100円(2時間以内)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)				専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	新市に移行後1年以内を目途に調整する。					
分野別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	
温泉施設開発	該当なし	該当なし	温泉施設開発は必要に応じその都度整備している。	温泉場地区の土地区画整理事業に伴う配湯管の布設替及び現在の2つの町営浴場を1つにまとめた温泉センター建設の構想あり。	該当なし	
	祁答院町	里村	上甑村	鹿島村		
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)				専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	新市に移行後1年以内を目途に調整する。					
分野別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	
給湯開始・休止	該当なし	該当なし	<p>【供給の申込】 温泉の供給を受けようとする者は、町長に申請書を提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>【届出及び承認】 温泉受給者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ町長に届出なければならない。 ・受給装置の使用を開始しようとするとき。 ・受給装置を撤去しようとするとき。 ・温泉受給を中止又は廃止しようとするとき。 温泉受給者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ町長に届出てその承認を得なければならない。 ・受給装置を変更、改造または増設しようとするとき。 ・受給量の変更しようとするとき。 ・供給を受けている場所を変更しようとするとき。</p> <p>【供給停止処分】 町長は次の各号の一に該当するときは、温泉の供給を停止することができる。 ・第7条第2項の許可の交付を受けなかったもの。 ・第8条の届出及び承認を得なかったもの。 ・第17条の規定による納入通知書の指定する期限後1箇月を経過しても、料金を滞納したとき。 ・温泉を目的以外に使用し又は所定の手続を経ないで使用したとき。 ・料金その他の費用の徴収を免れようとするなど不正の行為をしたとき。 ・前各号に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>現在、特別供給については、新規加入の申込は受けていない。ただし、定住促進団地については、このかぎりでない。</p> <p>【事務手順】 温泉供給許可申請書 書類審査 温泉供給許可書 温泉メーターの貸与 受給装置工事施工 温泉受給装置使用開始届</p> <p>【供給の許可】 温泉の受給許可を受けた者は、町長の許可を受けなければ温泉受給者の名義を変更してはならない。</p>	<p>【供給の許可及び期間】（温泉給湯管理条例第7条） 温泉の供給を受けようとする者はあらかじめ町長に許可を受けなければならない。町長は5年を超えない期間の範囲内で許可証を交付する。温泉の受給許可を受けた者を温泉受給者といい、町長の許可がなければその名義を変更できない。引き続き温泉の供給を受けようとする者は期間満了1ヶ月前までに期間更新の許可を受けなければならない。</p> <p>【申込金】（温泉給湯管理条例第8条） 供給の許可を受けた者は10,000円の申込金を納入しなければならない。口数分湯方式による温泉受給者が、分湯量を増加する場合は、1口について20,000円の申込金を納入しなければならない。</p> <p>【届出及び承認】（温泉給湯管理条例第12条） (1)温泉受給者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ町長に届出なければならない。 ・受給装置（設備及び本管から引湯に必要な設備）の使用を開始しようとするとき。 ・受給装置を撤去しようとするとき。 ・温泉受給を中止又は廃止しようとするとき。 (2)温泉受給者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ町長に届出てその承認を得なければならない。 ・受給装置を変更、改造又は増設しようとするとき。 ・受給量を変更しようとするとき。 ・供給を受けている場所を変更しようとするとき。</p> <p>【供給停止処分】（温泉給湯管理条例第24条） 町長は次の一に該当する時は、温泉の供給を停止することができる。 ・供給の期間を超えて供給を受けているとき。 ・届出を怠り又は、虚偽の届出をしたとき。 ・納入通知書の指定する期限後1箇月を経過しても、なお料金を滞納したとき。 ・温泉を目的以外に使用し又は所定の手続きを経ないで使用したとき。 ・料金その他の費用の徴収を免れようとするなど、不正の行為をしたとき。 ・この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>【罰則】（温泉給湯管理条例第25条） ・この条例の規程に違反した者は50,000円以下の過料に処する。</p>	該当なし	
	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村		
	給湯契約は、旅館、ホテル、医療福祉施設、公衆浴場、別荘地のみ行っており、新規の契約はない。現在1軒の旅館が廃業しているが、入湯税を納めているため引き続き給湯している。	該当なし	該当なし	該当なし		

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	新市に移行後1年以内を目途に調整する。				
分野別	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町
温泉審議会	該当なし	該当なし	該当なし	<p>審議会の設置 町営温泉の適切な管理と将来の発展計画に関し、必要な事項について調査・審議し、温泉開発に関する計画を樹立することを目的として、入来町温泉対策に関する審議会を設置する。</p> <p>附属機関 「審議会の組織」 審議会は委員15人以内を持って組織する。委員は次の各号に掲げる者の内から町長が委嘱する。 ・識見を有する者 ・公共的団体の役員 現在委員：鹿大産学官携推進室長、保健所次長、町商工会長、町観光協会長、町議会総務委員長、町社会福祉協議会長、JAさつま川内入来支所長、町公民会連絡協議会長、温泉担当職員OB、婦人会役員の計10名 「委員の任期」 委員の任期は2年。ただし、補欠委員の任期は残任期間とする。 「会議等」 審議会の会議は必要に応じて町長が招集する。</p> <p>平成14年10月12日で任期切れ</p>	該当なし
	祁答院町	里村	上甌村	鹿島村	
	<p>【審議会の設置】 蘭牟田温泉及び町内に設置する温泉を開発し、町の産業発展を図るため温泉開発審議会を置く。</p> <p>【審議会の任務】 審議会は次の事項を調査審議する。 温泉掘削の位置の選定及び掘削の計画に関する事項 温泉利用の総合的計画に関する事項 その他蘭牟田温泉及び町内に設置する温泉の開発に必要な事項</p> <p>【審議会の組織】 審議会は10人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから町長が任命する。 町議会議員 学識経験者</p> <p>現在の委員は 町議会議長 町議会副議長 町議会総務委員長 町議会経済委員長 学識経験者 黒木公民館長 " 大村公民館長 " 蘭牟田公民館長 " 祁答院町観光協会会長</p> <p>【委員の任期】 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>【会議】 審議会は町長が必要な都度招集する。 平成13年度は2回実施</p>	該当なし	該当なし	該当なし	

(2) 報告事項

事務の進捗状況について

項 目	進 捗 状 況
協議会だより	・ 7月31日：第7号発送（第7回協議会）
ホームページ	・ 平成14年12月25日：ホームページ開設・随時更新 6月30日現在 アクセス 30,398件 ・ 3月28日 子供向けホームページ開設・随時更新 6月30日現在 アクセス 1,953件
議事録作成	・ 7月中旬：調製・関係市町村発送予定（第7回議事録） ・ 第8回議事録は8月下旬発送予定
新市まちづくり 計画策定 (計画班)	・ 6月19日 幹事会へ計画原案を提案 ・ 6月26日 協議会へ計画原案を提案 [今後の予定] ・ 月 日 まちづくり広聴会の開催
事務事業一元化関係 (調整第1班・第2班)	・ 各専門部会、分科会で事務事業すり合わせ作業（3月～6月） ・ 専門部会、分科会開催状況（6月21日～30日） 専門部会 延べ 4回 分科会 延べ 3回 [今後の予定] ・ 7月10日 A群提案「使用料、手数料等の取扱い」「公共的団体等の取扱い」 「上・下水道事業」 ・ 7月24日 B群提案「地方税の取扱い」「補助金、交付金等の取扱い」「障害 者福祉事業」「高齢者福祉事業」

9 専門部会の進捗状況について（平成 14 年 12 月 25 日～平成 15 年 6 月 30 日）

部 会 名	進 捗 状 況
総務部会	6 月 30 日までに専門部会を 5 回、分科会（5 分科会）を延べ 36 回開催し、所管する電算システム、公共的団体等、補助金、使用料・手数料などの横断的項目、事務事業のすり合わせ等について協議した。各分科会では、所管する 286 の事務事業について、調整方針原案の協議を終了し、「地方税の取扱い」について議案調製を行った。今後、他の協定項目の議案調製及び調整方針原案に伴う具体的な調整協議等に入る予定である。
企画財政部会	6 月 30 日までに専門部会を 10 回、分科会（9 分科会）を延べ 66 回開催し、所管する電算システム、公共的団体等などの横断的項目、事務事業のすり合わせ、協定項目「14 使用料、手数料等の取扱い」「16 補助金、交付金等の取扱い」の調整方針案等について協議した。各分科会では、所管する 183 の事務事業について、ほぼ調整方針原案の協議を終了したため、今後は協定項目の議案調製及び調整方針原案に伴う具体的な調整協議等に入る予定である。
産業経済部会	6 月 30 日までに専門部会を 5 回、分科会（8 分科会）を延べ 49 回開催し、所管する電算システム、公共的団体等、補助金、使用料・手数料などの横断的項目、事務事業のすり合わせ等について協議した。各分科会では、所管する 262 の事務事業について、ほぼ調整方針原案の協議を終了したため、今後は協定項目の議案調製等、具体的調整協議に入る予定である。なお、農業委員会委員の取扱いについては、引き続き関係機関と調整を図りながら協議を進めることとしている。
住民健康福祉部会	6 月 30 日までに専門部会を 6 回、分科会（5 分科会）を延べ 22 回開催し、所管する電算システム、公共的団体等、補助金、使用料・手数料などの横断的項目、事務事業のすり合わせ等について協議した。 今後の予定としては、引き続き部会が所管する事務事業について、各分科会、専門部会で調整方針案に伴う具体的な調整協議に入る予定である。
建設部会	6 月 30 日までに専門部会を 5 回、分科会（5 分科会）を延べ 15 回開催し、所管する電算システム、公共的団体等、補助金、使用料・手数料などの横断的項目、事務事業のすり合わせ等について協議した。 今後の予定としては、協定項目の議案調製及び調整方針原案に伴う具体的な調整協議等に入る予定である。
上下水道部会	6 月 30 日までに専門部会を 5 回、分科会（4 分科会）を延べ 15 回開催し、所管する電算システム、公共的団体等、補助金、使用料・手数料などの横断的項目、事務事業のすり合わせ、協定項目 23 - 18 上・下水道事業の調整方針案等について、協議した。 今後は、各事務内容の統合及び調整等について、協議する予定である。
教育部会	6 月 30 日までに専門部会を 6 回、各分科会（6 分科会）を延べ 30 回開催し、所管する電算システム、公共的団体等、補助金、使用料・手数料などの横断的項目、事務事業のすり合わせ等について協議した。所管する 173 の事務事業について、各調整方針の協議が専門部会まで終了したので、今後は具体的な事務事業のすり合わせ協議を進め、事務事業によっては各教育委員会の関係機関と協議調整を図りながら進めることとしている。
電算情報部会	6 月 30 日までに専門部会を 8 回、分科会（2 分科会）を延べ 19 回開催し、公共的団体等の横断的項目、事務事業のすり合わせ、協定項目 23 3 電算システム事業の調整方針案等について協議した。また、各分科会が所管する個別の電算システムについて調整協議に必要な資料作成、協議の進行管理を行なった。 今後は、各システムの統合のためにシステム・データの調査作業や情報化、ネットワーク等についての協議を行う予定である。
議会・監査部会	6 月 30 現在、議会・監査専門部会を 5 回開催し、所管する電算システム、公共的団体等、補助金、使用料・手数料などの横断的項目、事務事業のすり合わせ等について協議した。 今後の予定としては、具体的事務事業のすり合わせ協議を進めながら、調整項目によっては各市町村議会との協議調整を図りながら作業を進めることとしている。

「一部事務組合等の取扱い」(生活密着型)協議経過等について

月 日	会議名	協議事項	確認事項
平成 15 年 4月25日	3 地区法定協議会事務局意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・全体スケジュール ・一部事務組合の現状 ・一部事務組合調整の考え方 ・調整スケジュール 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係一部事務組合会議の開催 ・スケジュールの一番早い日置に合わせて協議を進める。 ・構成市町村、組合、法定協間での協議が必要 ・県へ県内法定協事務局長会議の開催要請
5月28日	3 法定協共催一部事務組合等意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・法定協概要及びスケジュール等確認 ・業務別会議 各組合の現状、組合の方針、今後の協議の進め方 	<ul style="list-style-type: none"> ・まず組合構成市町村で協議を進める。 ・6月中を目処に協議を進める。 ・構成市町村、組合、法定協間での協議が必要
6月23日	川西薩地区・薩摩東部地区事務局長協議	<ul style="list-style-type: none"> ・解散の考え方について ・一部事務組合調整の考え方 ・今後の協議について 	<ul style="list-style-type: none"> ・10月11日は、解散ではなく2町(入来町、祁答院町)の脱退である。 ・脱退、財産処分等については構成町すべての議会の可決が必要である。 ・法的な手続きや法解釈の不明確な部分(解散、消滅)財産処分や一部事務組合職員の取扱い等について、県に照会し、今後調査していく。 ・お互いに知識、資料の交換を行う。 ・今後、助役会議及び法定協幹事長会議、法定協会長協議、管理者協議を進めていく。
6月30日	入来町・祁答院町・川西薩地区法定合併協議会事務局意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経過について ・2町の方針について ・今後の協議について 	<ul style="list-style-type: none"> ・東部衛生処理組合を脱退、解散する場合の法的問題点を整理し、協議していく。 ・一部事務組合は、すべて同列で協議するのではなく、業務ごとに状況が異なるので、それぞれで協議していく。 ・今後、助役会議及び法定協幹事長会議、法定協会長協議、管理者協議を進めていく。
7月4日	川薩地区介護保険組合担当課長会	<ul style="list-style-type: none"> ・組合の概要及び現状等の説明 ・解散するとした場合の問題点 財産について (財政調整基金・公用車) 合併期日の時期のズレによる対処 	<ul style="list-style-type: none"> ・次回、課題問題点について、持ちより、協議する。

(3) その他

- ・次回協議会の開催等について

平成15年度以降 川西薩地区法定合併協議会 協議日程(予定)

月	日	曜日	時間	会議名	協議内容	合併協定協議項目	会場
5	22	木	13:30	第7回幹事会			串木野市 老人福祉 センター
6	2	月	13:30	第6回協議会		・合併協定項目 S 群決定	串木野市 シーサイドガーデンさのさ
	5	木	13:30	幹事会 予備日			川内市役所 6階大会議室
	12	木	13:30	協議会 予備日			串木野市 シーサイドガーデンさのさ
	19	木	13:30	第8回幹事会	・新市まちづくり計画骨子案提案	・合併協定項目 A 群提案	川内市 おおとり荘
	26	木	13:30	第7回協議会 小委員会	・新市まちづくり計画骨子案提案 ・新市名称公募結果の報告(小委員会)		川内市 ホテル太陽 パレス
7	3	木	13:30	第9回幹事会		・合併協定項目 B 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	10	木	13:30	第8回協議会 小委員会	・新市名称20点程度に絞込み(小委員会)	・合併協定項目 A 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	17	木	13:30	第10回幹事会		・合併協定項目 C 群提案	川内市 サンアリーナ せんたい
	24	木	13:30	第9回協議会	・新市名称小委員会中間報告	・合併協定項目 B 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
	31	木	13:30	協議会 予備			串木野市 シーサイドガーデンさのさ
8	4	月	13:30	小委員会	・新市名称5点程度に絞込み(小委員会)		川内市 川内ホテル
	7	木	13:30	第11回幹事会	・まちづくり広聴会報告 ・新市まちづくり計画(骨子案)審議	・合併協定項目 D 群提案	入来町 文化ホール 別館
	12	火	13:30	第10回協議会	・まちづくり広聴会報告 ・新市まちづくり計画(骨子案)審議	・合併協定項目 C 群提案	榑崎町 ホテル グリーンヒル
	21	木	13:30	第12回幹事会	・新市まちづくり計画(骨子案)審議	・合併協定項目 E 群提案	東郷町 アミティプラザ 東郷
	28	木	13:30	第11回協議会	・新市まちづくり計画(骨子案)審議	・合併協定項目 A 群決定 ・合併協定項目 D 群提案 ・新市の名称について提案(5点程度)	川内市 ホテル太陽 パレス

月	日	曜日	時間	会議名	協議内容	合併協定協議項目	会場
9	4	木	13:30	幹事会予備日	9月議会のため幹事会 協議会1回		川内市役所6階大会議室
	11	木	13:30	協議会 予備日			川内市 ホテル太陽 パレス
	18	木	13:30	第13回幹事会	・新市まちづくり計画(修正案)提案	・合併協定項目 F群提案	川内市 サンアリーナ せんだい
	21	木	13:30	第12回協議会	・新市まちづくり計画(修正案)提案	・合併協定項目 B群決定 ・合併協定項目 E群提案	串木野市 シーサイドガ ーデンさのさ
10	2	木	13:30	第14回幹事会	・新市まちづくり計画案決定	・合併協定項目 G群提案	川内市役所 6階大会議室
	9	木	13:30	第13回協議会	・新市まちづくり計画案決定	・合併協定項目 F群提案, C群決定	川内市 ホテル太陽 パレス
	16	木	13:30	第15回幹事会		・合併協定項目 H群提案	串木野市 老人福祉 センター
	23	木	13:30	第14回協議会		・合併協定項目 D群決定 ・合併協定項目 G群提案 ・新市の名称について決定(候補1点)	祁答院町 いこいの村 いむた池
	30	木	13:30	協議会 予備日			串木野市 シーサイドガ ーデンさのさ
11	6	木	13:30	第16回幹事会			川内市 おおとり荘
	13	木	13:30	第15回協議会		・合併協定項目 H群提案	串木野市 シーサイドガ ーデンさのさ
	20	木	13:30	第17回幹事会		・住民説明会の日程協議	川内市 サンアリーナ せんだい
	27	木	13:30	第16回協議会		・合併協定項目 E, F群決定	川内市 ホテル太陽 パレス
12	4	木	13:30	幹事会 予備日	12月議会のため幹事会 協議会1回		川内市役所 6階大会議室
	11	木	13:30	協議会 予備日			川内市 ホテル太陽 パレス
	18	木	13:30	第18回幹事会	・新市まちづくり計画知事協議報告 ・新市まちづくり計画決定		入来町 文化ホール 別館
	25	水	13:30	第17回協議会	・新市まちづくり計画知事協議報告 ・新市まちづくり計画決定	・合併協定項目 G, H群決定	串木野市 シーサイドガ ーデンさのさ

月	日	曜日	時間	会議名	協議内容	合併協定協議項目	会場
1	8	木	13:30	第19回幹事会			東郷町 アミティプラザ 東郷
	15	木	13:30	第18回協議会	・合併協定書(案)提案	・住民説明会	樋脇町 ホテル グリーンヒル
	22	木	13:30	第20回幹事会		↑ 各市町村 住民説明会 ↓	川内市 サンアリーナ せんだい
	29	木	13:30	第19回協議会	・合併協定書(案)審議		
2	5	木	13:30	第21回幹事会			川内市 おおとり荘
	12	木	13:30	第20回協議会	・合併協定書(案)決定 【合併協定書 調印式】	・住民説明会 報告	串木野市 シーサイドガ ーデンさのさ
	19	木	13:30	第22回幹事会			串木野市 老人福祉 センター
	26	木	13:30	第21回協議会			祁答院町 いいの村 いむた池
3	4	木	13:30	幹事会 予備日	3月議会のため幹事会、協議会1回		川内市役所 6階大会議室
	11	木	13:30	協議会 予備日			串木野市 シーサイドガ ーデンさのさ
	18	木	13:30	第23回幹事会			川内市 市民会館第1 会議室
	25	木	13:30	第22回協議会	・各市町村 議決		川内市 ホテル太陽 パレス
4	1	木	13:30	第24回幹事会			川内市 市民会館第1 会議室
	8	木	13:30	第23回協議会			樋脇町 ホテル グリーンヒル
	15	木	13:30	幹事会 予備日			川内市役所 6階大会議室
	22	木	13:30	協議会 予備日			川内市 ホテル太陽 パレス

川西薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗 殿

下 飯 村 長 町 弘 道



市町村合併に係わる「新たな組織の設置と先行協議」について
(お知らせとお願い)

時下、益々ご清栄のことと存じます。

さて、平成15年6月12日付けの文書で「川西薩地区法定合併協議会への加入申し入れについて」の協議をお願いしましたところ、早速6月14日に市町村長調整会を開催され熱心な協議をしていただき感謝いたします。

内容的には、田畑串木野市長から串木野市の離脱とからめた加入反対の意見が出されたことで加入が先送りされた形になり、さらに6月22日の助役幹事会においても串木野市の方針には変化がなく、明日6月26日の第7回法定合併協議会に下飯村加入に係わる規約改正案が提案されない見込みとなっており、非常に残念に思います。

今般、市来町の町民から出されていた串木野市と日置地区との1市6町法定合併協議会設置を求める住民発議に関して、日置地区5町長が「議会に付議しない」と市来町長に回答し、本年3月に続いて同じ枠組みに係わる2度目の住民発議の手続きは終了しましたが、田畑市長は市来町との1市1町に係わる住民投票を示唆されていると聞いており、議会との意思統一は依然として図られておりません。

仮に、今後、田畑市長が下飯村の加入に理解を示され、現在の川西薩地区法定合併協議会の枠組みに加入させていただいたとしても、このような屈折した現状の中での円滑な合併協議は難しいと言わざるを得ません。

さらにまた、時間的にも合併特例法の期限の迫る中で、平成15年度中の合併調印・議決と平成16年10月の合併目標のスケジュールを勘案しますと、合併協議に途中参加するには今しかないと判断しており、一刻の猶予も許されないと考えています。

つきましては、異例のことではありますが、貴法定合併協議会とは別途の組織として、下飯村の受け入れに前向きな下記市町村の皆様は昨日「市町村合併に係わる新たな組織の設置」と「下飯村を含んだ円滑な合併の先行協議」が出来ないものかの検討を文書でお願いしましたので、お知らせいたしますとともにご理解を賜りますようお願いいたします。

本村がこれまでの合併協議の遅れを取り戻し、一日も早く正式な合併協議を進めたい一心によるものですので、何卒、ご理解を賜りますよう重ねてお願いいたします。

記

川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上飯村、鹿島村